

福祉事務所の概要

平成29年度版



目 次

- 1. はじめに……………1p
- 2. 福祉事務所の沿革と行政機構……………2p
 - (1) 沿革……………2p
 - (2) 石垣市行政機構図……………3p
 - (3) 石垣市福祉事務所事務分掌……………4p

〔生活保護〕

- 1. 管内の生活保護の概況……………7p
 - (1) 生活保護申請過程『経路図』……………7p
 - (2) 地区別保護の状況……………8p
- 2. 生活保護の動向……………9p
 - (1) 管内保護の動向……………9p
 - (2) 相談種別による相談状況の推移……………9p
 - (3) 管内・県・市部別の保護動向……………10p
 - (4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移……………11p
 - (5) 月別相談件数……………12p
 - (6) 生活保護相談状況の年度別推移……………12p
 - (7) 労働力類型別被保護世帯の推移……………13p
 - (8) 世帯類型世帯状況……………14p
 - (9) 医療扶助の状況……………15p
 - (10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況……………15p
 - (11) 生活保護の開始理由別世帯数……………16p
 - (12) 生活保護廃止理由別世帯数……………17p
- 3. 生活保護費扶助別支給状況……………18p
 - (1) 年度別生活保護費の支給状況……………18p

〔障がい者（児）福祉〕

- 1. 障害者総合支援法について……………19p
- 2. 身体障がい者福祉……………20p
 - (1) 身体障害者手帳の交付……………20p
- 3. 知的障がい者福祉……………21p
 - (1) 療育手帳の交付……………21p
- 4. 精神障がい者福祉……………22p
 - (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付……………22p
- 5. 自立支援給付等の各種サービス……………23p
 - (1) 訪問系サービス……………23p
 - (2) 日中活動系サービス……………24p
 - (3) 居住系サービス……………24p
 - (4) 施設入所支援……………24p
 - (5) 自立支援医療……………26p

- (6) 補装具……………27p
- (7) 相談支援……………28p
- 6. 地域生活支援事業……………28p
 - (1) 相談支援事業……………29p
 - (2) 意思疎通支援事業……………29p
 - (3) 日常生活用具給付等事業……………29p
 - (4) 移動支援事業……………30p
 - (5) 地域活動支援センター事業……………31p
 - (6) その他の事業……………31p
- 7. その他障がい者福祉事業……………32p
 - (1) 重度心身障害者（児）医療費助成事業……………32p
 - (2) 特別障害者手当等の給付事業……………33p
 - (3) 心身障害者（児）扶養共済事業……………33p
 - (4) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業……………33p
 - (5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業……………34p
- 8. 石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所……………34p
- 9. 社会福祉団体……………37p

〔高齢者福祉〕

施策の体系……………39p

- 1. 高齢者保健福祉計画……………41p
 - (21 パールプランいしがき)
- 2. 高齢者等人口の推移……………41p
- 3. 高齢者福祉事業……………42p
 - (1) 一般介護予防事業……………42p
 - (2) 包括的支援事業……………43p
 - (3) 任意事業……………46p
 - (4) 生活支援事業……………48p
 - (5) 高齢者の自立支援事業……………51p
 - (6) 生きがいづくり福祉事業……………53p
 - (7) まちづくり・地域づくり・人づくり……………54p
- 4. 高齢者福祉等の主要事業一覧……………55p

〔介護保険〕

- 1. 介護保険制度について……………59p
- 2. 実施主体は石垣市……………60p
- 3. 介護保険で受けられるサービス……………61p
 - (1) 在宅サービス……………61p
 - (2) 施設サービス……………64p
 - (3) 地域密着型サービス……………64p

(4) 有料老人ホーム	65p
(5) サービス付き高齢者向け住宅	66p
(6) 償還給付サービス	66p
4. 介護保険料	67p
(1) 保険料率と保険料月額	67p
(2) 介護保険料の決め方	67p
(3) 所特別段階表	67p
(4) 低所得者への保険料の軽減策	67p
5. 利用者負担	68p
(1) 高額介護サービス費	68p
(2) 居住費及び食費の負担軽減	68p
(3) 特定入所者生活介護サービス費の対象となる場合	68p
(4) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援	68p
6. 要介護認定実施状況統計	69p
7. 石垣市年度別 要支援・要介護認定者数	70p
8. 介護保険制度における各種サービス利用状況	71p

[子ども・子育て支援制度]

子ども・子育て支援新制度について	72p
------------------	-----

[児童保育]

1. 保育所	73p
(1) 保育所への入所	73p
(2) 石垣市障がい児保育事業	75p
2. 石垣市子どもセンターについて	75p
3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて	76p

[児童福祉]

1. 児童福祉について	78p
(1) 家庭児童相談室	78p
(2) 助産施設入所について	79p
2. 母子及び寡婦福祉について	79p
(1) 母子世帯数及び理由別状況	79p
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	80p
(3) 母子及び父子家庭等医療費助成事業	80p
(4) 母子家庭等日常生活支援事業	80p
3. 児童扶養手当について	81p
(1) 受給資格者	81p
(2) 手当の額	82p

(3) 手当の支給	82p
(4) 児童扶養手当受給者数	82p
4. 特別児童扶養手当について	83p
(1) 受給資格者	83p
(2) 手当の額	83p
(3) 手当の支給	83p
(4) 特別児童扶養手当受給者数	83p
5. 児童手当	85p
(1) 趣旨	85p
(2) 支給対象	85p
(3) 支給額	85p
(4) 支払時期	85p
(5) 子ども手当（児童手当）支給状況	85p
6. 女性相談業務について	86p

[地域福祉]

1. 民生委員・児童委員について	87p
(1) 関係法令	87p
(2) 委嘱	87p
(3) 任期	87p
(4) 報酬	87p
(5) 活動の基本	87p
(6) 民生委員・児童委員の活動状況	87p
2. 地域福祉ネットワーク事業について	89p
(1) 福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動	89p
(2) 地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修	89p
(3) 住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成	89p
(4) 住民参加型福祉活動の支援	90p
(5) 企画及び調整	90p
3. 石垣市福祉のまちづくりについて	91p
(1) 特定生活関連施設の建設等について	91p
(2) 特定生活関連施設等一覧	92p
(3) これまでの経過について	93p

1. はじめに

近年、社会環境の変化や社会ニーズの多様化等により、相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する状況にあります。

当福祉事務所では、経済的に生活に困っている方、障がい者の地域生活支援、高齢者の権利擁護、児童虐待やDVの深刻化、子どもの貧困等の福祉の抱える課題に対処すべく、市民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図り、交流と共創による地域づくりを推進します。

今年度は、行政の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が一体的に連動する「石垣ほっとハートプラン」の改定時期にあたり、前計画を評価し、次期計画に反映し、一人ひとりが共に支え、共に生き、すべての人が役割を担い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指していきます。

結びにあたり、この度発行の平成29年度版「福祉事務所の概要」は、生活保護をはじめ、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童保育、児童福祉、地域福祉等について、各分野別の事業実績等を取りまとめてあります。

多くの皆様にご高覧いただき、地域福祉活動の一助としてご活用下されば幸いです。

平成30年3月

石垣市福祉事務所

所長 宮良 亜子

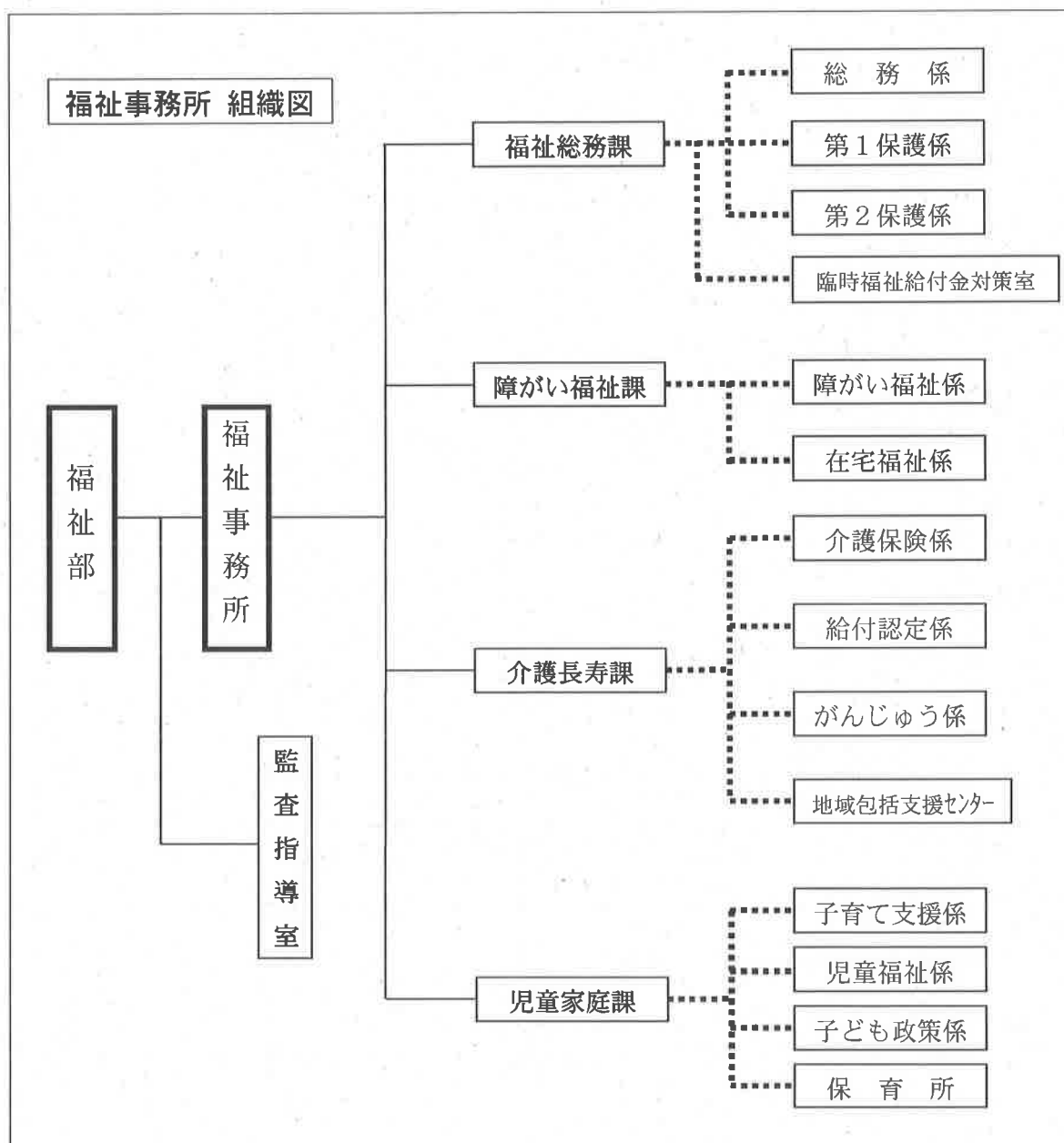
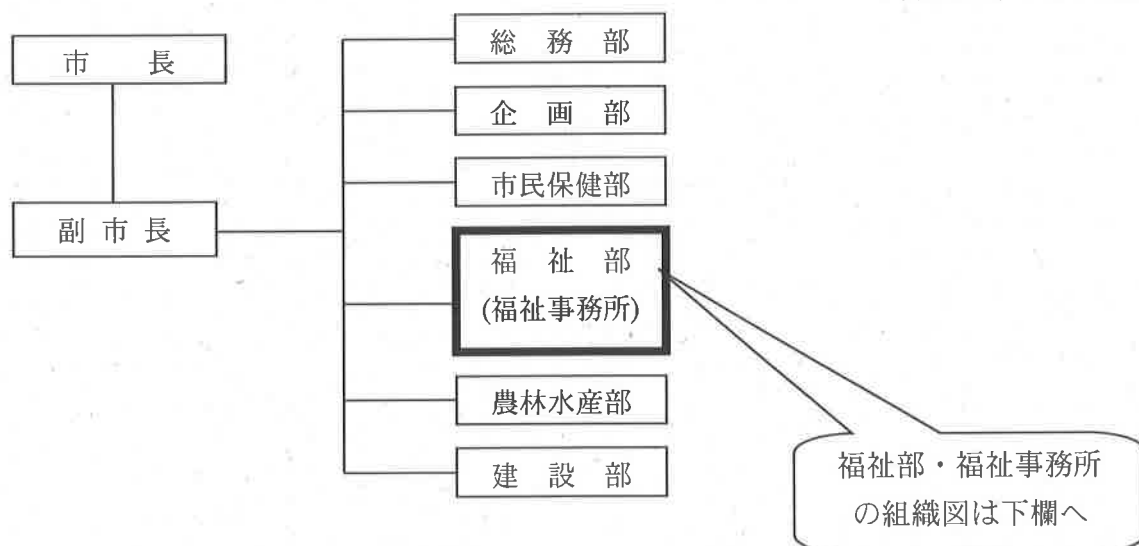
2. 福祉事務所の沿革と行政機構

(1) 沿革

- ・昭和 47 年 5 月 15 日——沖縄の本土復帰。社会福祉事業法及び福祉六法、その他諸種の法令は本土法が適用される。
- ・昭和 47 年 7 月 3 日——沖縄県厚生部長文書、昭和 47 年 6 月 9 日付け「本土復帰に伴う社会福祉関係法令の適用に関する特例について」及び同じく昭和 47 年 7 月 3 日付「福祉事務所設置のための幹部職員の推薦について」により、昭和 48 年 4 月 1 日を石垣市福祉事務所設置の目処とする。
- ・昭和 47 年 8 月 14 日——沖縄県八重山福祉事務所へ幹部予定職員 5 名を研修のため派遣
- ・昭和 47 年 10 月 10 日——石垣市市民課内に「福祉事務所準備係」を設置
- ・昭和 48 年 2 月 4 日——沖縄県八重山福祉事務所へ現業員予定職員 11 名研修のため派遣
- ・昭和 48 年 4 月 1 日——「石垣市福祉事務所設置条例」制定
石垣市新栄町 4 番地の石垣市社会福祉センターの一部を事務所として定め、沖縄県八重山福祉事務所より福祉地区及び関係事務を継承して、石垣市福祉事務所を設置。設置時の陣容は、所長、庶務係 4 名、保護第一係 4 名、保護第二係 4 名、福祉係 4 名の合計 17 名であった。
- ・昭和 56 年 7 月——石垣市本庁新庁舎へ移転
- ・昭和 62 年 12 月 1 日——部制施行により、家庭奉仕員が民生課より移管
- ・平成 7 年 5 月——機構改革により、福祉事務所に福祉課と児童家庭課が設置。
福祉課には老人福祉センターが、児童家庭課には児童保育係が民生課より移管された。
- ・平成 8 年 4 月 1 日——老人福祉センターの管理運営を石垣市公共施設管理公社へ委託
- ・平成 9 年 4 月 1 日——伊原間保育所開設
- ・平成 10 年 5 月 15 日——介護保険準備室設置
- ・平成 12 年 4 月 1 日——介護保険制度施行により介護長寿課設置
- ・平成 13 年 4 月——基幹在宅支援センター設置
- ・平成 17 年 4 月——老人福祉センターの管理運営が介護長寿課直営となる。
- ・平成 18 年 4 月——基幹在宅支援センターが発展解消し地域包括支援センター創設。
機構改革により福祉課が障がい福祉課に課名変更。
- ・平成 19 年 4 月——機構改革により福祉総務課が新設され、部(所)内の統括課となり、調整担当が配属。福祉総務課には総務係と保護係が、障がい福祉課には障がい福祉係と在宅福祉係となる。
- ・平成 20 年 7 月——川平保育所移転（県道整備に伴い）
- ・平成 22 年 1 月——石垣市子どもセンター開設（健康福祉センター内）
- ・平成 23 年 4 月——機構改革により「保健福祉部」が廃止。新たに「市民保健部」と「福祉部」が新設。福祉総務課に「第 1 保護係」と「第 2 保護係」設置。
介護長寿課「長寿推進係」が「がんじゅう係」へ、児童家庭課「子育て推進係」が「子育て支援係」へそれぞれ変更。
- ・平成 27 年 3 月——児童家庭課に「子ども政策係」を新設。

(2) 石垣市行政機構図

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



(3) 石垣市福祉事務所 事務分掌

課 名	分 掌 事 務
福祉総務課 ・ 総務係 ・ 第1保護係 ・ 第2保護係 ・ 臨時福祉給付金対策室	(1) 部所管事務の総合調整に関すること。 (2) 福祉に関する計画等に関すること。 (3) 社会調査及び福祉情報に関すること。 (4) 民生委員及び児童委員に関すること。 (5) 石垣市社会福祉協議会に関すること。 (6) 福祉のまちづくりの推進に関すること。 (7) 災害時要援護者対策に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (9) 生活保護法に関すること。 (10) 保護金品及び措置費の支給に関すること。 (11) 保護金品及び措置費に係る徴収金の調定及び徴収に関すること。 (12) 医療事務及び指定医療機関に関すること。 (13) 保護に係る診療報酬明細処理に関すること。 (14) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 (15) 面接相談に関すること。 (16) 介護扶助事務に関すること。 (17) 中国残留邦人等支援給付に関すること。 (18) 生活困窮者自立支援法に関すること。 (19) 子どもの貧困対策に関すること。 (20) 他課に属しない社会福祉に関すること。
障がい福祉課 ・ 障がい福祉係 ・ 在宅福祉係	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。 (3) 身体障害者（児）福祉に関すること。 (4) 知的障害者（児）福祉に関すること。 (5) 精神障害者（児）福祉に関すること。 (6) 特別障害者手当等に関すること。 (7) 重度心身障害者（児）医療費助成に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (9) 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターに関すること。 (10) その他障がい福祉に関すること。

介護長寿課 ・介護保険係 ・給付認定係 ・がんじゅう係 ・地域包括支援センター	(1) 介護保険事業の企画運営に関すること。 (2) 特別会計予算に関すること。 (3) 保険料の賦課及び調定・徴収に関すること。 (4) 介護保険事業計画に関すること。 (5) 保険料の減免・督促・滞納処分に関すること。 (6) 被保険者の資格管理に関すること。 (7) 被保険者証の発行に関すること。 (8) 住所地特例の管理に関すること。 (9) 生活保護者の保険料に関すること。 (10) 保険料の還付に関すること。 (11) 審査請求に関すること。 (12) 介護保険事業状況報告に関すること。 (13) 被保険者の台帳整理に関すること。 (14) 介護保険条例・規則・要綱に関すること。 (15) 財政調整交付金に関すること。 (16) 文書の収受、保存文書の整理管理に関すること。 (17) 関係課との調整に関すること。 (18) 介護保険の認定審査に関すること。 (19) 介護保険給付及び市町村特別給付に関すること。 (20) 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査に関すること。 (21) 老人福祉法に関すること。 (22) 措置に係る徴収金の徴収に関すること。 (23) 敬老会に関すること。 (24) 老人福祉センターの管理運営に関すること。 (25) 老人の健康増進、その他福利等の企画推進に関すること。 (26) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (27) 地域包括支援センターの運営に関すること。 (28) 指定介護予防事業所業務管理に関すること。 (29) 介護予防事業に関すること。 (30) 総合相談支援事業に関すること。 (31) 権利擁護事業に関すること。 (32) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること。
---	--

児童家庭課 ・子育て支援係 (保育所7ヶ所) (子育て支援センター) (子どもセンター) ・児童福祉係 (家庭児童相談) (女性相談) ・子ども政策係	(1) 児童福祉施設に関すること。 (2) 保育所の管理運営に関すること。 (3) 保育計画及び保育指導に関すること。 (4) 保育所・認定子ども園・幼稚園・幼稚園一時預けかり等の入退所に関すること。 (5) 保育料の調定及び徴収に関すること。 (6) 保育料の減免及び徴収猶予に関すること。 (7) 障がい児保育に関すること。 (8) 法人保育所の指導に関すること。 (9) 認定こども園の認定に関すること。 (10) 子育て支援に関すること。 (11) 子どもセンターの運営に関すること。 (12) ファミリーサポートセンターの運営に関すること。 (13) 児童手当に関すること。 (14) 児童福祉に関すること。 (15) 児童虐待の防止及び要保護児童対策地域協議会に関すること。 (16) 放課後児童健全育成に関すること。 (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。 (18) 児童扶養手当に関すること。 (19) 特別児童扶養手当に関すること。 (20) ひとり親家庭等の福祉支援に関すること。 (21) 助産施設入所に関すること。 (22) 母子及び父子家庭等医療費助成に関すること。 (23) 家庭児童相談室に関すること。 (24) 売春防止法、DV防止等及びDV被害者支援に関すること。 (25) こども医療費助成事業に関すること。 (26) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (27) 認可外保育施設に関すること。 (28) 児童福祉施設の整備計画に係る調整に関すること。 (29) 就学前保育・教育の総合的な計画及び方針に関すること。 (30) 保育所・地域型保育事業の設置認可等に関すること。 (31) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (32) 待機児童解消加速化プランに関すること。 (33) 保育所・認定こども園等の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備に関すること。 (34) 施設型保育給付・地域型保育給付施設の確認に関すること。 (35) 施設型保育給付・地域型保育給付施設の確認の指導監査に関すること。 (36) 公立幼稚園、公立認定こども園に関すること。 (37) 児童福祉施設を運営する社会福祉法人に関すること。 (38) 保育士確保に関すること。 (39) 支給認定事務に関すること。 (40) 施設型給付費・委託費に関すること。 (41) 子どもの貧困対策に関すること。
---	--

生活保護

[担当]

福祉総務課 総務係/第1・2保護係

電話 82-5045

FAX 82-1580

1. 管内の生活保護の概況

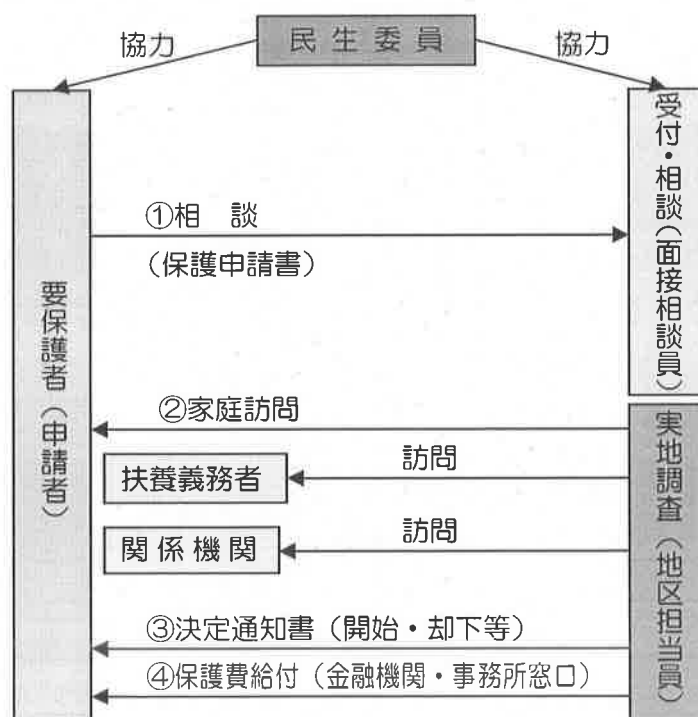
管内の保護動向は、八重山福祉事務所からの移管発足時（昭和 48 年度）の 781 世帯、2,426 人（67.49%）から年々減少傾向を示し、平成 3 年度（14.51%）から平成 7 年度（13.52%）までは微減、あるいは横ばい状態が続き、平成 8 年度には 325 世帯、556 人（12.80%）と過去最低となっている。しかし、経済情勢の回復が期待されるものの高齢化等の影響により平成 9 年度からは増減を繰り返しながら増加傾向を示し、平成 25 年度までは大幅に増加してきた。平成 28 年度では、868 世帯、1,172 人（23.80%）と被保護世帯は前年に比べ微増、保護人員は前年に比べ微減となっている。

平成 28 年度の開始件数（111 件）は、前年度（125 件）と比較すると 14 件減である。保護開始の理由として「傷病によるもの」が 47 件、次に「預貯金等の減少」が 31 件となっている。

世帯類型別では、高齢者世帯で全体の 5 割、傷病・障がい者世帯で全体の 3 割を占め、扶助別では、介護扶助が増加している。また、平成 28 年度の医療扶助においては前年度よりは減少しているが、9 億 1,513 万円余となり全扶助額 18 億 4,918 万円の約 5 割を占めている。

管内の有効求人倍率は、平成 28 年 4 月現在 1.34%で、前年 4 月（1.12%）と比較すると 0.22 ポイント上回っており、新石垣空港開港やクルーズ船の寄港増加に伴い、入域観光客数が増加し、観光業を中心にホテル、飲食店及びコンビニ等の求人が増回している。

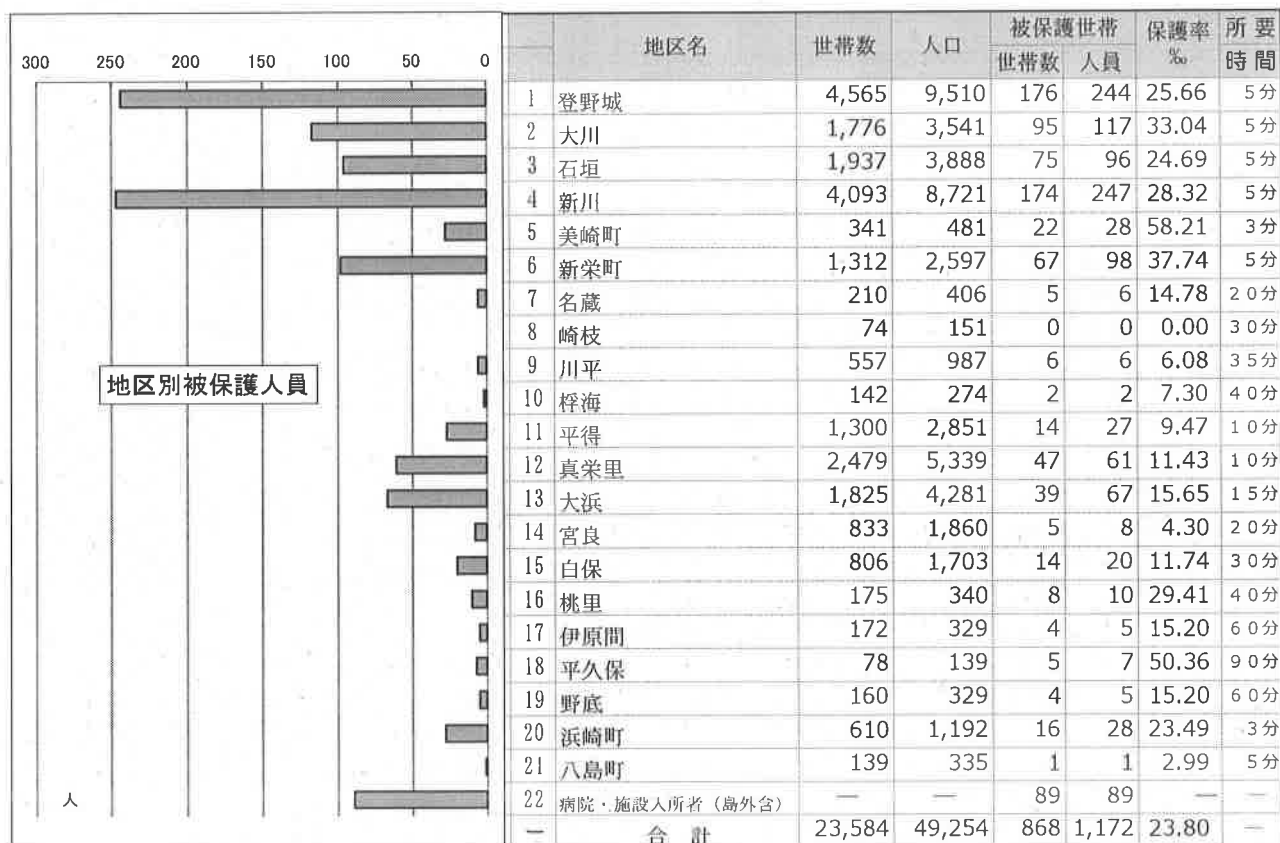
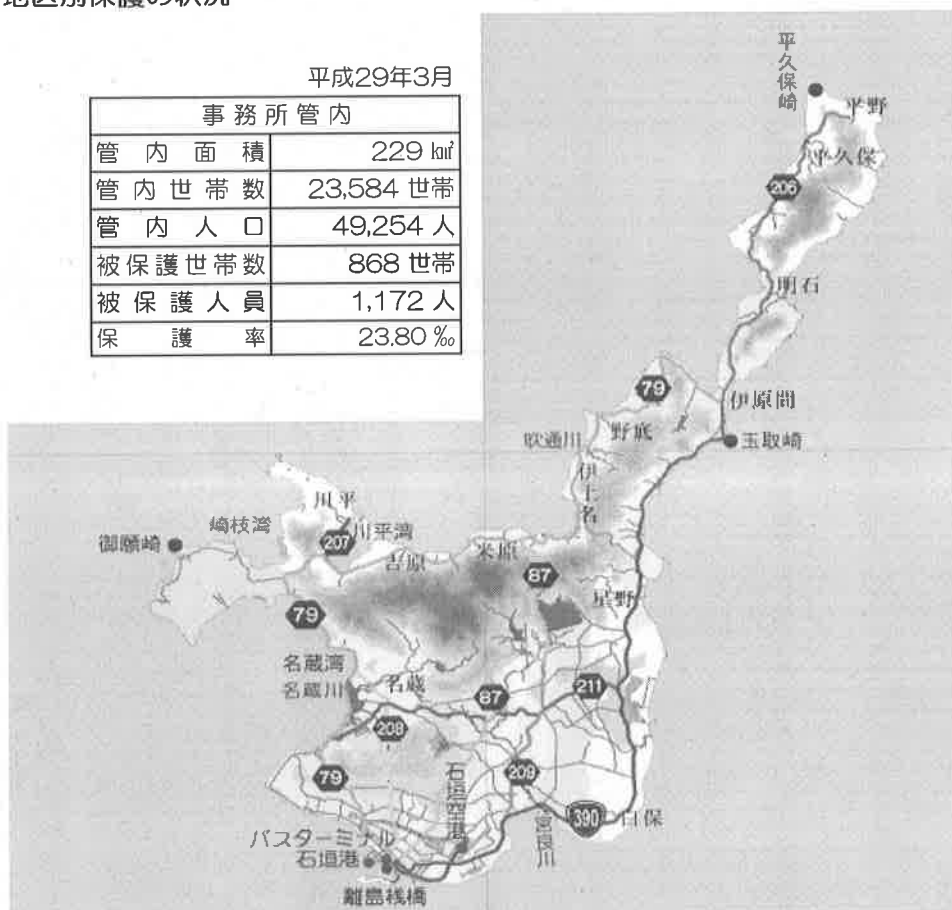
（1）生活保護申請過程「経路図」



(2) 地区別保護の状況

平成29年3月

事務所管内	
管内面積	229 km ²
管内世帯数	23,584 世帯
管内人口	49,254 人
被保護世帯数	868 世帯
被保護人員	1,172 人
保護率	23.80 %

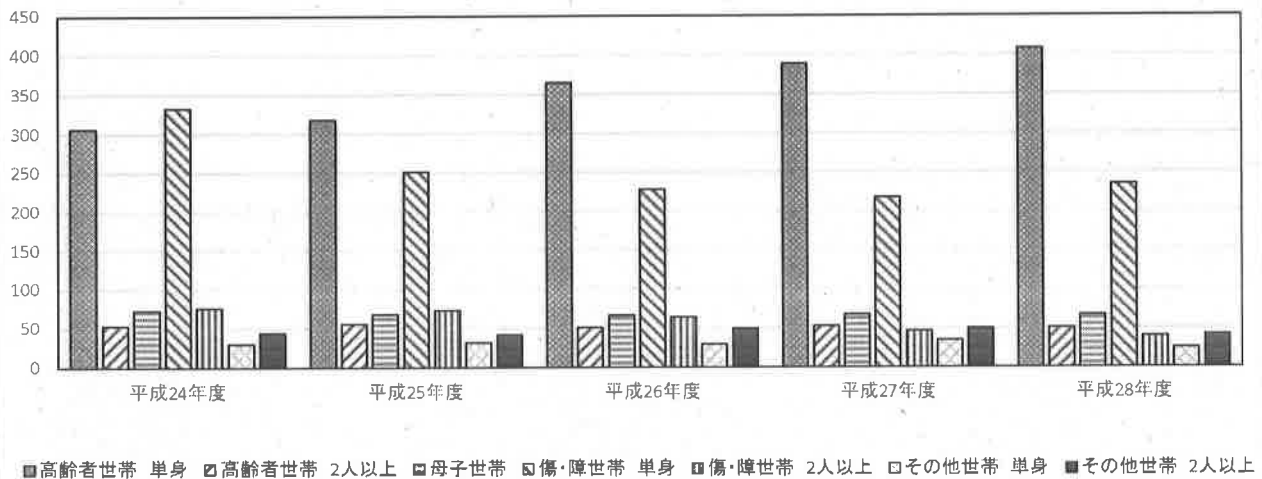


2. 生活保護の動向

(1) 管内保護の動向

平成29年3月末

		管内人口	被保護者世帯	被保護人員	保護率 %	世帯類型別被保護世帯数 (保護停止世帯を除く)								医療扶助		医療扶助率
														人 員		
						高齢者世帯		母子世帯	傷・障世帯		その他世帯		入 院	入 院 外		
						単 身	2 人 以 上		単 身	2 人 以 上	単 身	2 人 以 上				
年度別 推移	平成24年度	48,596	847	1,281	26.36	307	53	73	333	76	30	44	270	903	91.57	
	平成25年度	47,873	866	1,274	26.61	318	56	68	252	73	32	42	126	1061	93.17	
	平成26年度	48,228	864	1,254	26.00	365	51	66	229	64	29	49	137	1031	93.14	
	平成27年度	49,085	859	1,205	24.55	389	52	67	218	46	34	49	122	1026	95.27	
	平成28年度	49,254	868	1,172	23.80	408	50	66	235	39	24	41	82	990	91.47	



(2) 相談種別による相談状況の推移

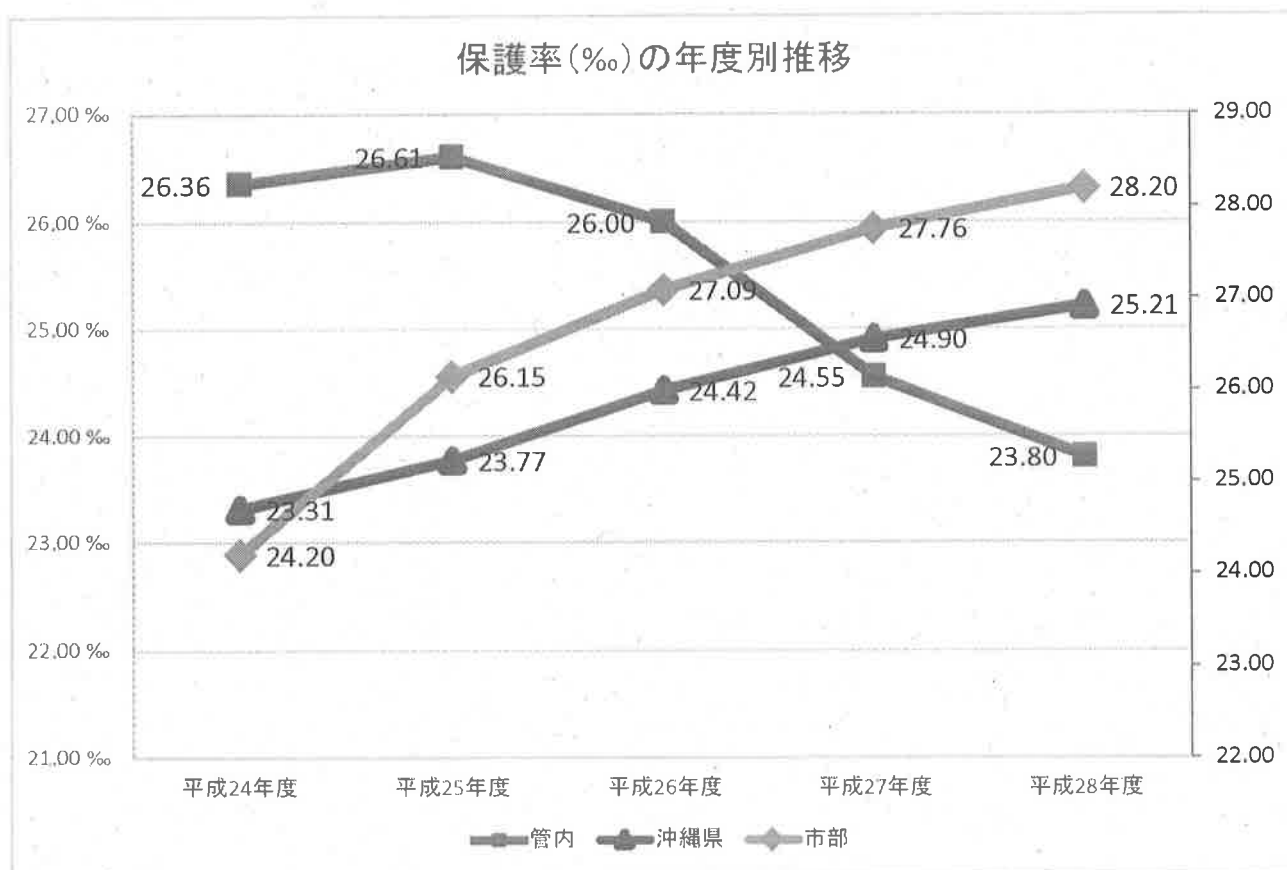
	生活困窮一般	高齢	母子父子	身障	児童	知的	精神疾患	精神疾患	特殊	一般世帯主入院	一般世帯主入院	一般	合計
							入院	通院	疾病			通院	
							主	主	主			主	
							家族	家族	家族			家族	
平成24年度	140	90	31 2	8	1	2	1 3	27 12	1 0	24	6	64 12	424
平成25年度	102	90	21 2	9	1	5	1 2	16 5	3 3	31	4	32 17	344
平成26年度	71	94	27 1	10	0	6	0 0	21 2	1 0	32	8	46 15	334
平成27年度	67	87	36 2	2	1	2	3 2	22 6	1 0	19	10	30 8	298
平成28年度	57	64	21 2	13	0	1	3 2	26 10	2 2	40	7	34 13	297

(3) 管内・県・市部別の保護動向

人口、保護世帯、保護人員、保護率の推移

(各年度3月末)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管内	人 □	48,596	47,873	48,228	49,085	49,254
	被保護世帯数	847	866	864	859	868
	被保護人員	1,281	1,274	1,254	1,205	1,172
	保護率(%)	26.36	26.61	26.00	24.55	23.80
沖縄県	人 □	1,435,849	1,448,611	1,451,304	1,459,308	1,463,954
	被保護世帯数	23,749	24,755	26,007	27,037	27,907
	被保護人員	33,463	34,429	35,445	36,332	36,899
	保護率(%)	23.31	23.77	24.42	24.90	25.21
市部	人 □	1,104,041	1,120,680	1,122,848	1,129,141	1,131,949
	被保護世帯数	18,824	21,143	22,330	23,273	24,051
	被保護人員	26,716	29,306	30,419	31,340	31,922
	保護率(%)	24.20	26.15	27.09	27.76	28.20



(4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移

	型		内		被保護		世帯保護率 (IAG千対)		世帯保護率 (世帯千対)		扶						助						別						内						計						申 請 件 数		保 護 開 始		保 護 廃 止																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
											生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出生		就業		就学																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	世帯数	人口	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

(5) 月別相談件数

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接・相談件数	23	23	29	27	40	25	26	24	20	21	15	24	297
申請書交付件数	14	18	15	19	28	20	21	17	11	16	13	19	211
受 理 件 数	13	13	13	16	22	17	16	15	9	10	8	16	168
未受理件数	1	5	2	3	6	3	5	2	2	6	5	3	43
相談のみ件数	9	5	14	8	12	5	5	7	9	5	2	5	86

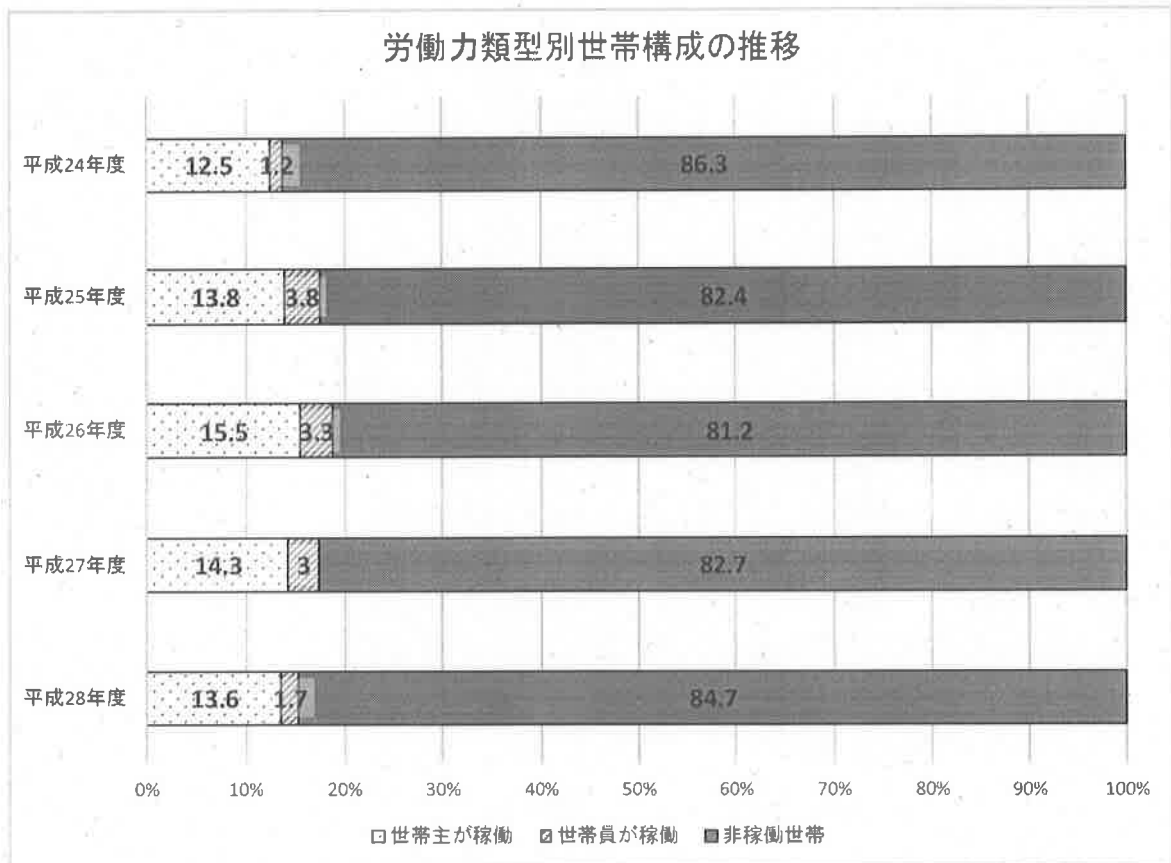
(6) 生活保護相談状況の年度別推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
面接・相談件数	317	355	418	494	435	424	344	334	298	297
申請書交付件数	137	159	205	261	242	245	200	224	195	211
受 理 件 数	101	116	146	203	195	190	145	178	163	168
未受理件数	36	43	59	58	47	55	55	46	32	43
相談のみ件数	180	196	213	233	193	179	144	110	103	86

(7) 労働力類型別被保護世帯の推移 (停止中を除く)

(各年3月末)

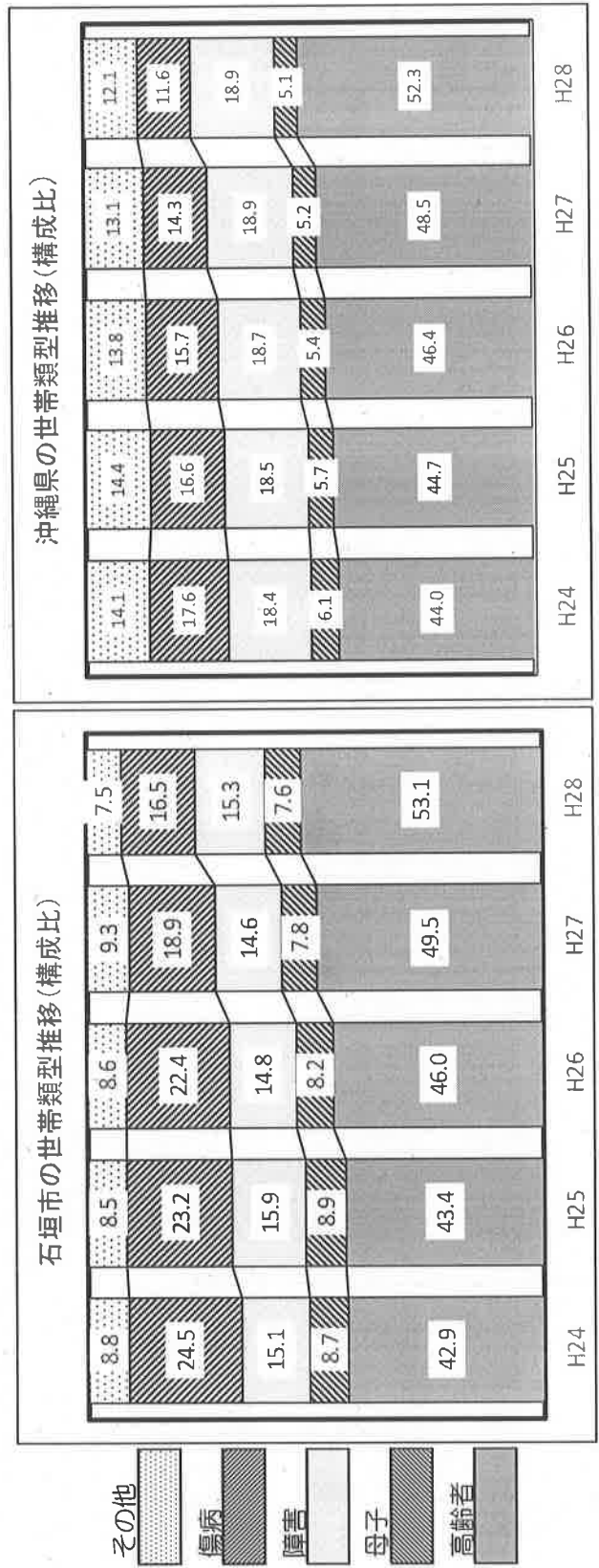
年 度	総 数	稼 働 世 帯						非稼働世帯
		世 帯 主 が 働 い て い る 世 帯					世帯員が働 いている	働いている 者がいない
		常 用	日 雇	内 職	その他	計		
平成24年度	847	79	9	5	13	106	10	731
	構成比	9.3	1.1	0.6	1.5	12.5	1.2	86.3
平成25年度	841	70	19	8	19	116	32	693
	構成比	8.3	2.3	1.0	2.3	13.8	3.8	82.4
平成26年度	853	75	32	8	17	132	28	693
	構成比	8.8	3.8	0.9	2.0	15.5	3.3	81.2
平成27年度	855	81	23	5	13	122	26	707
	構成比	9.5	2.7	0.6	1.5	14.3	3.0	82.7
平成28年度	863	78	22	5	12	117	15	731
	構成比	9.0	2.5	0.6	1.4	13.6	1.7	84.7



(8)世帯類型世帯状況（石垣市・沖縄県・市部）（停止世帯を除く）

(H293月)

	石					垣					市					沖					縄					県				
	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他	高齢者	母子	障害	傷病	その他
平成24年度	360	73	127	206	74	10,387	1,431	4,340	4,148	3,322	10,387	1,431	4,340	4,148	3,322	10,387	1,431	4,340	4,148	3,322	10,387	1,431	4,340	4,148	3,322	10,387	1,431	4,340	4,148	3,322
構成比	42.9	8.7	15.1	24.5	8.8	44.0	6.1	18.4	17.6	14.1	44.0	6.1	18.4	17.6	14.1	44.0	6.1	18.4	17.6	14.1	44.0	6.1	18.4	17.6	14.1	44.0	6.1	18.4	17.6	14.1
平成25年度	376	77	138	201	74	11,007	1,408	4,549	4,099	3,556	11,007	1,408	4,549	4,099	3,556	11,007	1,408	4,549	4,099	3,556	11,007	1,408	4,549	4,099	3,556	11,007	1,408	4,549	4,099	3,556
構成比	43.4	8.9	15.9	23.2	8.5	44.7	5.7	18.5	16.6	14.4	44.7	5.7	18.5	16.6	14.4	44.7	5.7	18.5	16.6	14.4	44.7	5.7	18.5	16.6	14.4	44.7	5.7	18.5	16.6	14.4
平成26年度	391	70	126	190	73	11,772	1,367	4,746	3,976	3,489	11,772	1,367	4,746	3,976	3,489	11,772	1,367	4,746	3,976	3,489	11,772	1,367	4,746	3,976	3,489	11,772	1,367	4,746	3,976	3,489
構成比	46.0	8.2	14.8	22.4	8.6	46.4	5.4	18.7	15.7	13.8	46.4	5.4	18.7	15.7	13.8	46.4	5.4	18.7	15.7	13.8	46.4	5.4	18.7	15.7	13.8	46.4	5.4	18.7	15.7	13.8
平成27年度	421	66	124	161	79	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458	12,846	1,372	4,995	3,791	3,458
構成比	49.5	7.8	14.6	18.9	9.3	48.5	5.2	18.9	14.3	13.1	48.5	5.2	18.9	14.3	13.1	48.5	5.2	18.9	14.3	13.1	48.5	5.2	18.9	14.3	13.1	48.5	5.2	18.9	14.3	13.1
平成28年度	458	66	132	142	65	14,192	1,384	5,137	3,150	3,287	14,192	1,384	5,137	3,150	3,287	14,192	1,384	5,137	3,150	3,287	14,192	1,384	5,137	3,150	3,287	14,192	1,384	5,137	3,150	3,287
構成比	53.1	7.6	15.3	16.5	7.5	52.3	5.1	18.9	11.6	12.1	52.3	5.1	18.9	11.6	12.1	52.3	5.1	18.9	11.6	12.1	52.3	5.1	18.9	11.6	12.1	52.3	5.1	18.9	11.6	12.1



(9) 医療扶助の状況（年間延べ件数）

(各年度年計)

年度	医療扶助の状況				医療券の発行状況								要否意見書		
	総数		入院		医療扶助率 (%)	総数		入院		入院外		歯科		計	
	世帯	人員	人員	人員		実数	対前年	実数	対前年	実数	対前年	実数	対前年	実数	対前年
24年度	10,119	13,715	2,781	10,934	93.08	18,034	139.0	1,049	115.5	15,148	140.6	1,837	142.5	3,558	153.1
25年度	10,523	14,303	2,392	11,911	92.55	19,952	110.6	1,122	107.0	16,793	110.9	2,037	110.9	4,190	117.8
26年度	10,381	14,124	1,645	12,479	93.96	18,894	94.7	1,134	101.1	15,777	93.9	1,983	97.3	4,133	98.6
27年度	10,297	13,725	1,655	12,070	94.43	18,571	98.3	1,125	99.2	15,483	98.1	1,963	99.0	3,659	88.5
28年度	9,975	13,474	1,299	12,175	94.00	18,338	98.7	1,089	96.8	15,321	99.0	1,928	98.2	4,714	128.8

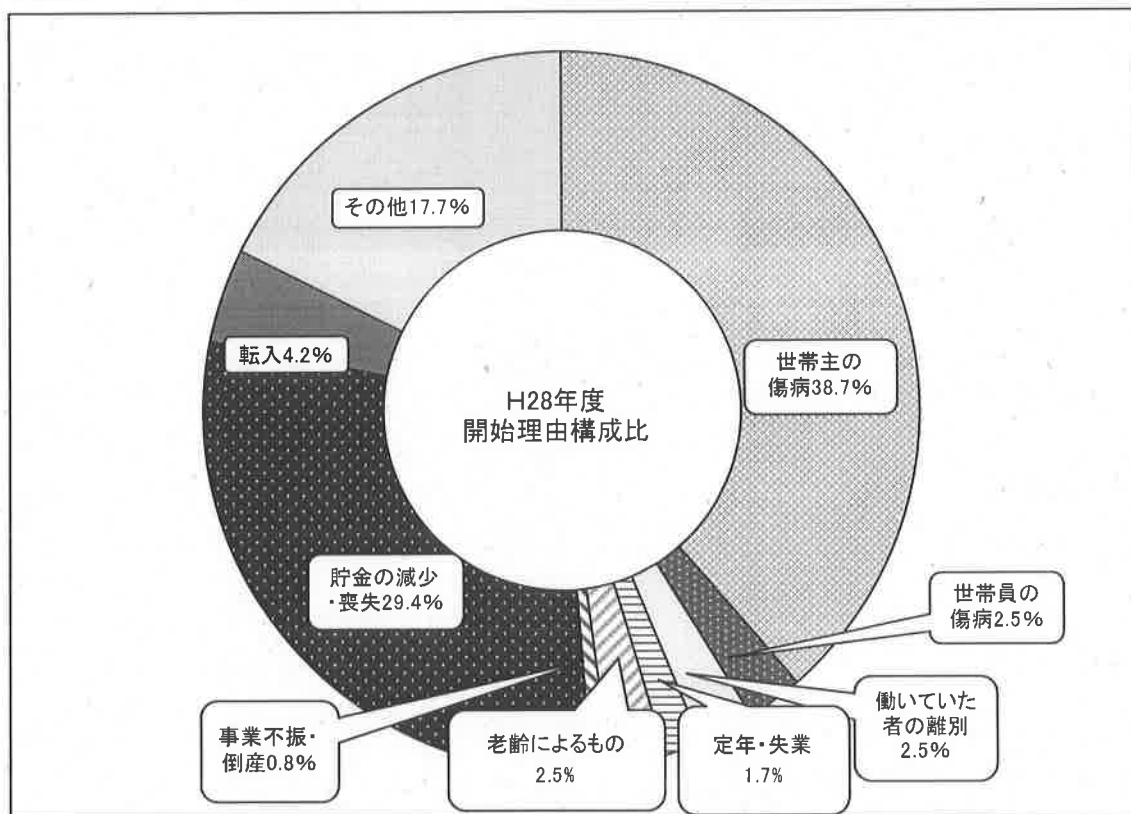
(10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況（年間延べ件数）

年 度	世 帯	人 員	施 設					居 宅 人 員	介護扶助率 (对被保護人員) (年平均) %
			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着 型介護老 人施設			
24年度	2,032	2,153	139	145	0	0	284	1,640	15.62
25年度	2,150	2,265	166	141	0	0	307	1,958	14.66
26年度	2,176	2,300	162	155	0	0	317	1,983	15.26
27年度	2,393	2,491	123	167	0	0	290	2,201	17.14
28年度	2,387	2,570	122	130	0	0	252	2,318	18.00

(11) 生活保護の開始理由別世帯数

(世帯数：年計)

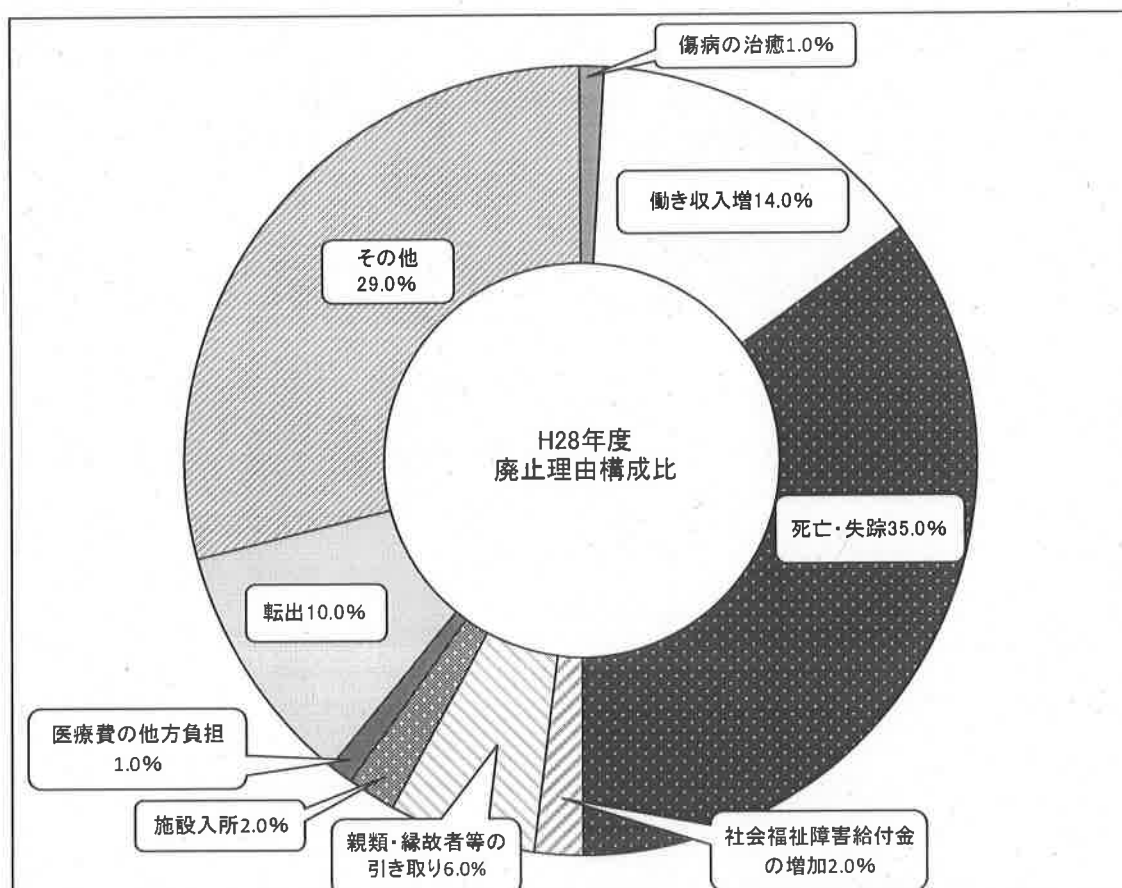
年 度	開 始											計
	傷病によるもの		傷 病 に よ ら な い も の								そ の 他	
	世 帯 主	世 帯 員	働 い て い た 者 の 死 亡	働 い て い た 者 の 離 別	定 年 ・ 失 業	老 齢 に よ る も の	事 業 不 振 ・ 倒 産	減 少 ・ 喪 失 の 給 付 金	社 会 保 障 給 付 金 の 喪 失	貯 金 等 の 減 少 ・ 喪 失		
24	56	5	0	5	16	17	4	1	14	6	9	133
25	39	1	0	3	5	12	2	0	35	5	11	113
26	46	3	0	6	3	10	3	2	35	12	13	133
27	33	1	0	5	4	15	2	2	38	3	22	125
28	46	3	0	3	2	3	1	0	35	5	21	119



(12) 生活保護廃止理由別世帯数

(世帯数：年計)

年 度	廃止												計
	傷病の治癒		働 き による収入の増加	働 き 手 の 転 入	死 亡 ・ 失 踪	社会 保障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り 等 働 ら き に よ ら な い 収 入 の 増 加	親 類 ・ 縁 者 等 の 引 き 取 り	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	転 出	そ の 他	
	世 帯 主	世 帯 員											
24	0	0	5	0	34	2	0	8	0	0	13	6	68
25	1	0	6	0	30	4	0	8	2	0	19	15	85
26	1	0	18	0	42	6	0	7	3	1	21	35	134
27	2	0	20	1	47	3	0	7	5	0	14	39	138
28	1	0	14	0	35	2	0	6	2	1	10	29	100



3.生活保護費扶助別支給状況

(1) 年度別生活保護費の支給状況

(各年度末現在)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生 活	延人員 (人)	13,743	14,060	13,586	13,218	13,063
	金 額 (円)	592,817,606	603,273,164	600,134,127	578,977,467	586,551,362
	比 率 (%)	33.75	33.09	32.33	30.76	31.70
住 宅	延人員 (人)	12,145	12,735	12,435	12,303	12,087
	金 額 (円)	238,032,848	246,121,390	245,891,858	249,788,584	254,875,014
	比 率 (%)	13.55	13.50	13.25	13.27	13.77
教 育	延人員 (人)	1,479	1,488	1,307	1,157	1,113
	金 額 (円)	15,800,163	15,295,219	13,854,672	13,190,412	12,696,769
	比 率 (%)	0.90	0.84	0.75	0.70	0.69
介 護	延人員 (人)	2,153	2,285	2,245	2,388	2,481
	金 額 (円)	46,421,055	46,385,930	50,833,054	65,786,595	70,711,118
	比 率 (%)	2.64	2.54	2.74	3.50	3.82
医 療	延人員 (人)	13,715	14,303	14,124	13,725	13,474
	金 額 (円)	851,182,032	900,151,450	935,158,919	963,280,604	915,351,540
	比 率 (%)	48.46	49.38	50.38	51.18	49.47
出 産	延人員 (人)	5	4	1	2	2
	金 額 (円)	509,164	206,823	78,200	117,777	246,970
	比 率 (%)	0.03	0.01	0.00	0.01	0.01
生 業	延人員 (人)	608	556	485	418	377
	金 額 (円)	7,726,950	6,890,365	5,962,995	5,315,631	5,534,922
	比 率 (%)	0.44	0.38	0.32	0.28	0.30
葬 祭	延人員 (人)	11	16	12	22	10
	金 額 (円)	1,616,065	2,291,897	1,704,477	3,064,323	1,436,480
	比 率 (%)	0.09	0.13	0.09	0.16	0.08
施設事務費	延人員 (人)	12	12	12	12	12
	金 額 (円)	2,393,860	2,380,220	2,428,460	2,467,100	2,452,700
	比 率 (%)	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13
就労自立給付金				313,639	38,346	538,251
合 計	延人員 (人)	43,871	45,459	44,207	43,245	42,619
	金 額 (円)	1,756,499,743	1,822,996,458	1,856,360,401	1,882,026,839	1,850,395,126
	比 率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
延被保護世帯数 (世帯)		9,710	10,404	10,354	10,284	10,381
延被保護人員数 (人)		14,605	15,455	15,004	14,535	14,272

障がい者（児）福祉

[担 当]

障がい福祉課

電話 82-9947

FAX 82-1580

1. 障害者総合支援法について

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)は、平成25年4月1日より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」へと題名が変更となりました。

障がいを取り巻く環境の変化や障がい者にかかわる諸施策の問題点及び課題点等をふまえ、障がいのある人々に対する地域生活を積極的に支援していくものとしています。

第1条では「この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。

また、第2条、第3条では、国、地方公共団体および国民ともに、その理念の実現のための責務を定め、総じて援助等を実施するとしています。

さらに、第4条では、この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。同条第2項では、「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

2. 身体障がい者福祉

身体障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、すべての身体障がい者は、自ら進んでその障がいを克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）を総合的に実施及び協力する責務を負うと規定しています。

（1）身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法において、身体障がい者とは「別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」とであると定義されています。法に定められた福祉サービスを受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、肢体、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓）、免疫機能障害などの一定程度以上の永続する障害を有する者に限り、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます。この手帳の交付を受けるには、福祉事務所（障がい福祉課）を経由して県知事に申請することになります。

① 身体障害者手帳所持状況（平成29年3月末）

単位：人

障がい		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	小計	合計
視覚障がい	児		1	0	0	0	1	0	2	109
	者		39	34	9	8	10	7	107	
聴覚・言語障がい	児		0	0	1	0	0	0	1	362
	者		10	64	42	100	0	145	361	
肢体不自由	児		16	4	0	3	1	2	26	869
	者		198	260	131	145	71	38	843	
内部障がい	児		2	0	1	2			5	614
	者		304	8	140	157			609	
合 計	児		19	4	2	5	2	2	34	1954
	者		551	366	322	410	81	190	1920	
計			570	370	324	415	83	192	1954	

※ 2つ以上の障がい重複する者については、主たる障がいを計上。

② 身体障害者手帳障がい別交付状況（各年度末）

単位：人

障がい	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい		5	7	3
聴覚・言語障がい		16	15	22
肢体不自由		53	41	41
内部障がい		50	66	66
年度件数		124	129	132

※ 新規交付のみを計上。

3. 知的障がい者福祉

知的障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって知的障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第1条の2、第2条では、すべての知的障がい者は、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）の実施及び協力する責務を負うと規定しています。

知的障がい者とは「先天性または出産時ないし出産後早期に、脳髄になんらかの障がいをうけているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため、知能活動が遅れて、学習・社会生活への適応が著しく困難な状態をいう」（文部科学省）とされていますが、その原因については、まだ全部を解明するまでには至っていないようです。

（1）療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを利用するため、療育手帳を交付し知的障がい者（児）の福祉の増進に資することを目的としています。

この手帳の交付により、心身障害者扶養共済への加入、国税・地方税等の様々な控除及び減免等の福祉サービスを受けることができます。

① 療育手帳所持状況（平成29年3月末）

単位：人

	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)	小 計
18歳未満	2	8	27	64	101
18歳以上	33	65	111	159	368
合 計	35	73	138	223	469

② 療育手帳年度別交付状況（各年度末）

単位：人

年齢 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	12	19	15
18 歳以上	6	14	9
年度件数	18	33	24

4. 精神障がい者福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、第1条で「精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）と相まって、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、国及び地方公共団体、国民の義務として、その理念が実現されるよう精神障がい者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施すること。国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者に対する理解を深め、その自立に対し協力するよう努めなければならないと定めています。さらに、第4条では、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮として、国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者に対し、地域に即した創意と工夫を行い、地域住民等の理解と協力を得るよう、また、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとしています。

（1）精神障害者保健福祉手帳の交付

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障がい者とは「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。精神障がい者（知的障がい者を除く。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の福祉事務所（障がい福祉課）を経由して、都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することになります。この手帳の交付により、福祉サービス、税制上の優遇などの支援を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳（各年度末）

単位：人

手帳所持者数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	320	320	313

5. 自立支援給付等の各種サービス（障害者総合支援法）

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

○平成 28 年度利用状況

単位：人

利用者数	身体介護	家事援助	通院介助		重度訪問 介 護
			（身体あり）	（身体なし）	
身体障がい	10	9	12	0	0
知的障がい	0	2	1	1	0
精神障がい	2	10	3	1	0
障がい児	2	0	2	0	0
難病患者等	0	0	0	0	0
合 計	14	21	18	2	0

② 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を提供します。（対象：知的・精神）

○平成 28 年度利用状況

利用者数(18 歳以上)	0 人
(18 歳未満)	1 人

③ 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）

障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供します。（対象：障がい児）

○平成 28 年度利用状況

利用者数	児童発達支援	23人
	放課後等デイサービス	87人

④ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

○平成 28 年度利用状況

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	合 計
利用者数	3 人	7 人	3 人	4 人	17 人

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに
創作的活動又は生活活動の機会を提供します。(対象：身体・知的・精神)

○平成 28 年度利用状況

利用者数	17 人
------	------

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、
看護、介護及び日常生活上の世話の供与を行います。(対象：気管切開を伴う人工
呼吸器使用者で区分 6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分 5 以
上)

○平成 28 年度利用状況

利用者数	2 人
------	-----

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者が、主として夜間に、共同
生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を受けることができ
ます。(対象：身体・知的・精神)

○平成 28 年度利用状況

利用者数	2 人
------	-----

(4) 施設入所支援

《障害者支援施設への入所》

施設に入所する人に、夜間や休日の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
(対象：身体・知的・精神)

○各施設利用状況（各年度末）

単位：人

施設	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生施設ソフィア		1	1	1	1	1
沖縄コロニーセンター		1	2	2	2	1
青風苑		0	0	0	1	2
松原園		2	1	1	1	1
美原の里		1	0	0	0	0

ソ フ ィ ア	3	3	3	3	3
太 希 お き な わ	1	2	2	3	2
都 屋 の 里	1	1	1	1	1
仁 愛 療 護 園	1	1	1	1	1
青 葉 園	2	2	2	1	1
お も と 学 園	25	26	23	59	57
ハ ー モ ニ ー	45	45	45	45	45
沖 縄 療 育 園	0	0	0	2	2
あ け ぼ の 学 園	3	3	3	3	3
安 住 の 郷	2	2	1	1	1
天 樹 苑	0	0	0	0	1
つ き し ろ 学 園	0	1	1	1	1
本 部 海 陽 園	1	0	0	0	0
鵜 生 の 叢	1	1	1	1	1
愛 泉 園	1	1	1	1	1
計	92	92	87	124	120

○就労系事業所（平成 28 年度末利用状況）

単位：人

就労移行支援

大浜工房	0
八重山育成園	0
むりぶし	1
あるまねっと	0

就労継続支援A型

ゆにばいしがき	36
石垣島グリーンパーク	0
オハナ 石垣	15
夢工房 石垣	16

就労継続支援A型

夢工房 宮古	1
アグリドリーム	9
希望が丘	1
ジョブアシスタンス	14

就労継続支援B型

大浜工房	42
八重山育成園	37
いこいの家	16
まーる	11
むりぶし	10
ゲラジョブセンター	1
ラビット	8
大名の丘	1
ワークショップもとぶ	1

就労継続支援B型

あるまねっと	12
ハピル	7
しあわせさまさま	7
もくれん	7

(5) 自立支援医療

障がい者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療をいいます。

① 更生医療

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対し行われるその更生のために必要な医療をいいます。

その給付内容は、診察、薬剤や治療材料の支給、手術や医学的処置、病院や診療所への入院、看護、移送などがあります。

○更生医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
内部障がい	じん臓	101	112	117	111	120
	心 臓	36	35	29	51	59
	肝臓	0	0	0	2	2
肢体不自由		2	4	2	0	2
聴覚、平衡機能障がい		0	0	0	0	0
視覚障がい		0	0	0	0	0
計		139	131	139	164	183

② 育成医療

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第1項の規定により、身体に障害のある児童に対し指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。

○育成医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		平成27年度	平成28年度
内部障がい	じん臓	0	0
	心 臓	6	1
	その他	10	6
肢体不自由		7	6
音声・言語・そしゃく		6	7
聴覚、平衡機能障がい		1	2

視覚障がい	1	1
計	31	23

③ 精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、病院又は診療所に入院しないで行われる医療をいいます。現在、病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するための医療も含まれます。

○精神通院医療費受給者数（各年度末）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数	712	792	744

（6）補装具

「補装具」とは、障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等があります。

○補装具の交付・修理の状況（各年度末）

単位：件

名称	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
義 手		1	0	0	2	2
義 足		2	1	6	4	2
装 具		35	52	35	31	30
座位保持装置		3	7	10	8	3
盲人安全つえ		4	2	5	2	0
遮 光 眼 鏡		2	4	2	2	2
補 聴 器		57	48	58	87	69
車 い す		35	53	39	40	29
電 動 車 い す		8	9	14	11	12
座位保持いす		0	0	0	1	0
起 立 保 持 具		0	0	0	0	0
歩 行 器		4	1	4	0	3

頭 部 保 持 具	0	0	0	0	0
排 便 補 助 具	0	0	0	0	0
歩 行 補 助 つ え	2	11	4	2	4
重度障害者意思 伝 達 装 置	0	0	0	1	1
年 度 件 数	153	188	177	191	157

(7) 相談支援

① 計画相談支援

障がい者の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。

② 地域移行支援

福祉施設や、精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。

③ 地域定着支援

居宅において、単身である障がい者、同居している家族による支援を受けられない障がい者及び地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。

④ 障害児相談支援

障がい児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障がい児に居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

6. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

地域生活支援事業（実施主体は市）は、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活

用具の給付又は貸与、障がい者等の移動を支援する事業、障がい者等が通い創作的活動等の機会の提供を行う事業（必須事業）、その他事業として地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うこととしています。

（１）相談支援事業

障がいのある市民、介助者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある市民が自立した地域での生活ができるよう支援します。

《サービス事業》

① 相談支援

- ・ 相談支援事業
- ・ 相談支援機能強化事業

（２）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした支援を行います。

○平成 28 年度利用状況

手話通訳者等派遣件数	442 件（延派遣件数）
手話通訳士登録人数	5 人
手話通訳者登録人数	5 人
手話奉仕員登録人数	37 人

（３）日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として支援を行います。

○日常生活用具給付・貸与状況（各年度末）

単位：件

種 目		平成 27 年度	平成 28 年度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	3	2
	特殊マット	2	2
	特殊尿器	0	0
	入浴担架	0	0
	体位変換器	0	0
	移動用リフト	0	0
	訓練いす（児のみ）	0	0

	訓練用ベッド（児のみ）	0	0
自立生活 支援用具	入浴補助用具	4	3
	便器	0	0
	Ｔ字状・棒状のつえ	2	0
	移動・移乗支援用具	4	1
	頭部保護帽	2	3
	特殊便器	0	0
	火災警報器	0	0
	自動消火器	0	0
	電磁調理器	1	1
	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	1
在宅療養 等 支 援 用 具	透析液加温器	1	2
	ネブライザー（吸入器）	0	0
	電気式たん吸引器	7	3
	酸素ボンベ運搬車	0	0
	盲人用体温計（音声式）	0	0
	盲人用体重計	0	1
	パルスオキシメーター	0	0
情報・意 思 疎 通 支援用具	携帯用会話補助装置	0	1
	情報・通信支援用具	1	2
	点字ディスプレイ	0	0
	点字器	0	0
	点字タイプライター	0	1
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	2
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0
	視覚障害者用拡大読書器	1	3
	盲人用時計	0	1
	聴覚障害者用通信装置	0	0
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0
	人口喉頭	0	2
	福祉電話（貸与）	41	28
排泄管理 支援用具	ストーマ装具紙おむつ等	596	620
	収尿器	0	0
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	1	0
合 計		668	679

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援を行います。

○平成28年度利用状況

単位：延べ人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	計
利用者数	293	151	61	29	534

(5) 地域活動支援センター事業

本事業は、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした支援を行います。

① 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。

② 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。

③ 地域活動支援センターⅢ型

ア. 地域の障がい者等の支援のため、障がい者団体等が実施する通所による援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。

イ. このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。

(6) その他の事業

① 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

《更生訓練費給付事業》

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生施設に入所している者に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

○平成28年度更生訓練費給付状況

給付者数	17人（延給付者数）
------	------------

② 知的障害者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能修得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場へ

の定着化を高めようとする制度として実施しています。

③ 生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰の促進を図ります。

○平成28年度実施事業

- ア. 本人活動支援事業
- イ. ボランティア活動支援事業
- ウ. 福祉機器リサイクル事業

④ 日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。

○平成28年度日中一時支援利用状況（延べ人数）

利用者数（18歳以上）	138人
（18歳未満）	1人

○平成28年度医療型日中一時支援利用状況（延べ人数）

利用者数（18歳未満）	3人
-------------	----

⑤ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することを目的として支援を行います。

○平成28年度実施事業

- ア. スポーツ・レクレーション教室開催等事業
- イ. 芸術・文化講座開催等事業
- ウ. 点字・声の広報等発行事業
- エ. 奉仕員養成研修事業（手話奉仕員・要約筆記ボランティア）
- オ. 重度身体障害者移動支援事業

7. その他障がい者福祉事業

（1）重度心身障害者（児）医療費助成事業

身体障害者手帳（1級又は2級）及び療育手帳（A1又はA2）を所持する者に対し、保健の増進と福祉の向上に資するため、医療保険各法及び老人保健法の規定によ

り、保険給付を受ける者が負担する額（一部負担金）を助成します。但し、高額療養費及び附加給付を控除した額になります。

○重度心身障害者（児）医療費助成状況（各年度末）

単位：人／円

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給資格者数	827	846	845	775	872
助 成 費	78,673,676	72,711,941	76,128,315	71,544,697	70,868,684

（2）特別障害者手当等の給付事業

この事業は、精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある最重度の障がい者に対して支給される手当です。年齢が20歳以上の者に対しては「特別障害者手当」、20歳未満に対しては「障害児福祉手当」、昭和61年3月31日において20歳以上であり特別障害者手当または障害基礎年金を受給していない者には「福祉手当」として支給しています。なお、「福祉手当」については、制度が廃止され新規での対象者はありません。

○特別障害者手当等受給者の状況（各年度末）

単位：人

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別障害者手当	97	92	86	84	75
障害児福祉手当	49	51	41	35	39
福 祉 手 当	1	1	1	1	0
計	147	144	133	120	114

（3）心身障害者（児）扶養共済事業

この制度は、俗に「親亡き後の保障」と言われるもので、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、保護者が抱えている親亡き後の不安を軽くすることを目的としています。加入者（保護者）が死亡又は、身体が不自由になったとき、心身障がい者に対して、月額一定の額が支給されます。

○平成 28 年度共済制度加入状況

	男	女	計
障がい者（児）共済加入者数	5人	5人	10人

（4）小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

この制度は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

○小児慢性特定疾患日常生活用具給付状況（各年度末）

単位：件

種 目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
便器	便器	0	0	0
	手すり	0	0	0

特殊マット	○	○	○
特殊便器	○	○	○
特殊寝台	○	○	○
歩行支援用具	○	○	○
入浴補助用具	○	○	○
特殊尿器	○	○	○
体位変換器	○	○	○
車いす（電動以外の場合）	○	○	○
頭部保護帽	○	○	○
電気式たん吸引器	1	○	○
クールベスト	○	○	○
紫外線カットクリーム	○	○	○
ネブライザー（吸入器）	○	○	○
パルスオキシメーター	○	○	○
合 計	1	○	○

（５）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

この制度は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の装用により、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援することを目的に、補聴器購入費等の一部を助成する事業です。

○交付・修理の状況（各年度末）

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度
決定件数	○	2

８．石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所

《指定居宅介護事業所（ホームヘルプサービス）》

事業所名	住 所	電話番号	備 考
① 石垣訪問介護センター	大浜 1349-81	84-3535	
② ケアサービス さにしゃ	平得 117-16	83-2326	
③ ゆいケアサービス	登野城 74-1	84-3939	
④ 石垣市居宅介護支援センターたんぽぽ	登野城 1357-1	82-7111	
⑤ ケアセンター むつみ	大川 541-1	84-1725	

⑥ ケアサービスセンター てふてふ	登野城 624-103	83-7555	
⑦ なごみの里ホームヘルプセンター	宮良 1131-2	86-8316	
⑧ pai いしがき	大浜 56-1 102	87-0758	
⑨ 指定居宅介護事業所 若夏の家	大川 581	83-9696	
⑩ ヘルパーステーション 大浜 1 番地	大浜 2-3	87-0531	

《児童発達支援・放課後等デイサービス事業》

① 石垣市障がい児通所支援事業所 ひまわり	登野城 1357-1	82-7111	
② 指定障害福祉サービス ちゅらハウス	登野城 891-1	88-7279	
③ ちゅらハウス 2号館	登野城 790-3	82-7288	
④ ちゅらハウス 3号館	新川 442-4	87-0622	
⑤ ファーストハンド	石垣 360	87-6390	
⑥ ファーストハンドHi!	登野城 1015-2	87-5390	
⑦ ウィズトークス	登野城 732-1	87-5545	
⑧ ぴっころ	新川 23 201	88-5817	
⑨ 寺子屋	新栄町 2-18	87-5814	

《保育所等訪問支援》

① 学校・園支援センター ウィズアシスト	登野城 319-5	87-0203	
----------------------	-----------	---------	--

《生活介護事業》

① 障がい者支援施設 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
② 多機能型事業所 八重山育成園	大川 581	82-2090	
③ 指定障害者支援施設 おもと学園	大川 581	82-5035	
④ デイサービス りりの家	平得 221-3	87-0900	

《施設入所支援》

① 障がい者支援施設 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
② 指定障害者支援施設 おもと学園	大川 581	82-5035	

《短期入所（ショートステイ）》

① 指定短期入所事業 ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
------------------	------------	---------	--

② 短期入所事業 おもと学園	大川 581	82-5035	
----------------	--------	---------	--

《自立訓練（生活訓練）施設》

① 楽歩トレーニングクラブ	登野城 630-3	87-0772	
② ライフサポートセンター心(くる)のWA	大浜 1349-132	87-9133	

《共同生活援助》

① NPO 法人ちゅらネット ちゅらハウス	美崎町 16-8	88-7512	
② 共同生活援助事業所若夏 きらっとハウス	新川 418-1	82-3884	男性のみ対象
③ 共同生活援助事業所若夏 きらっとハウスⅡ	大川 451-1	83-7075	女性のみ対象
④ 株式会社 ゆにばいしがき ゆにば荘	真栄里 50-2	82-1080	女性のみ対象
⑤ 株式会社 ゆにばいしがき コーポうりずん	真栄里 409-1	82-1080	
⑥ ドキンちゃんハウス	大川 20-8 1F	82-1080	
⑦ みるくのいえ	宮良 22-26	82-1080	
⑧ 西平アパート	新栄町 22-11	82-1080	

《就労移行支援》

① ワークショップ むりぶし	真栄里 438-1	83-6064	
② ゆにばツリー	宮良 1235-2	82-1080	

《就労継続支援 A 型》

① ゆにば いしがき	宮良 1234-3	82-1080	
② オハナ石垣	八島町 1-7-5	88-6942	
③ 夢工房石垣	新栄町 50-13 1-東	87-0696	
④ アグリドリーム	大浜 1733-4	090-3797-3337	
⑤ ジョブアシスタンス	真栄里 324-11	87-0973	

《就労継続支援 B 型》

① 大浜工房	石垣 463-3	83-5371	
② 多機能型事業所 八重山育成園	大川 581	82-2090	
③ 就労継続支援事業所 いこいの家	大川 1243-1	84-1636	
④ 就労継続支援事業所 まーる	大川 387 1F	84-1341	
⑤ サポートセンター むりぶし	真栄里 218-3	87-5275	
⑥ 共同作業所 ハピル	大川 687	83-5206	
⑦ 就労継続支援事業所（B型）ラビット	石垣 34	88-1880	

⑧ あるまねっと	大川 20-7	87-0567	
⑨ 就労継続支援B型事業所 もくれん	新川 2357-26	82-9838	
⑩ 楽歩 ワーキングクラブ	登野城 630-3	87-0772	

《指定一般相談支援事業所》

① 指定相談支援事業所 むゆる館	登野城 892-1	83-9226	
② 相談支援事業所 やふあてい	登野城 630-3	88-5011	
③ 指定相談支援事業所 らぼーる ウイズ若夏	大川 528-1 103	83-5156	

《指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所》

① サポートセンター とりいむ	石垣 371 1F	87-0762	
② 指定相談支援事業所 むゆる館	登野城 927-30	83-9226	
③ 相談支援事業所 やふあてい	登野城 630-3	88-5011	
④ 指定相談支援事業所 らぼーる ウイズ若夏	大川 528-1 103	83-5156	
⑤ ゆにば いしがき	宮良 1234-3	82-2311	
⑥ ゆいケアサービス 相談支援事業所	登野城 74-4	84-3939	
⑦ そうだんの窓口	新栄町 50-13 1-東	87-0696	
⑧ 相談支援センター 心（くる）	大浜 1349-132	87-9132	

《指定特定相談支援事業所》

① 相談支援センター ハーモニー	大浜 1349-79	82-0202	
------------------	------------	---------	--

《地域活動支援センター》

①地域活動支援センター むゆる館	登野城 927-30	87-5595	
------------------	------------	---------	--

《障害者就業・生活支援センター》

①八重山地区障害者就業・生活支援センター とりいむ	石垣 371 1F	87-0761	
---------------------------	-----------	---------	--

参考

《「障がい者」名称の使用について》

本市では、平成 17 年度より、障がいをもつ市民の自立意識の高まりと、「ノーマライゼーション」の理念を実現するため、障がいをもつ市民を特別視するのではなく、共に生きる社会こそノーマルな社会であり、基本的人権が保障される社会の実現のために、使用方針を立て「障がい」の名称を使用しています。

○使用方針

1. 障がい者を特定して用語を使用する場合には、「障害者」ではなく「障がい者」と表記する。
 2. 法律や条文を引用する際にあたっては、「障がい者」への変更は必要なく、当該法律名及び条文をそのまま引用する。
 3. 「障害」の表記が前後の文脈から「人」につながる場合には、「障がい」と表記する。
 4. 医療用語等の専門用語として使用する場合で、「障害」が適当な場合は漢字で表記する。
 5. 石垣市における制度や単独事業の名称は「障がい」で表記する。
- ※ 関係団体の固有名詞や本市以外の条例等については、変更がない限り、引き続きその名称を使用しています。

高齢者福祉

[担当]

介護長寿課 がんじゅう係

電話 82-7158

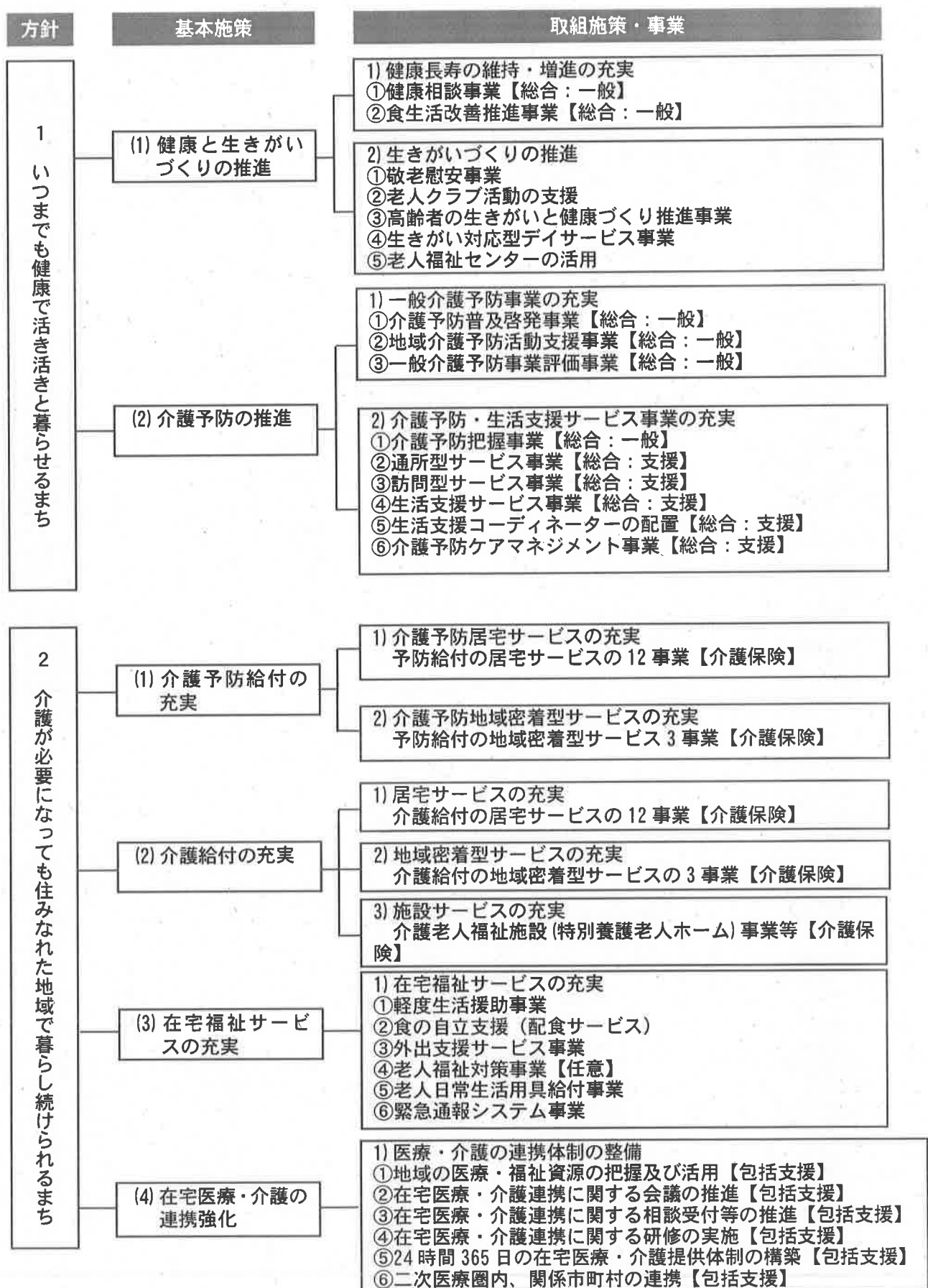
FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

施策の体系



方針	基本施策	取組施策・事業
2 介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けられるまち	(5) 認知症高齢者施策の推進	1) 認知症の早期診断・早期対応 ①認知症予防講演会の開催【包括支援】 ②認知症に関する健康教育・健康相談【包括支援】 ③認知症ケアパスの推進【包括支援】 ④認知症初期集中支援チームの設置【包括支援】 ⑤認知症支援推進員の設置【包括支援】 2) 認知症介護者への支援 ①認知症サポーター養成講座【包括支援】 ②認知症研修会の開催【包括支援】 ③認知症家族介護者への支援【包括支援】
	(6) 生活支援体制の整備・権利擁護等の推進	1) 生活支援体制の整備 ①生活支援体制事業 2) 高齢者権利擁護等の推進 ①成年後見制度利用支援の充実【任意】 ②権利擁護等相談・支援体制の整備の推進【包括支援】
	(7) 高齢者居住環境の充実	1) 高齢者住まいの支援 ①サービス付高齢者住宅等の情報提供 ②老人保護措置事業 ③住宅のバリアフリー化の促進
	(8) 地域包括支援センターの機能強化	1) 地域包括支援センターの機能強化 ①運営体制の整備【包括支援】 2) 包括的・継続的ケアマネジメントの推進 ①介護予防ケアマネジメント事業【包括支援】 ②ケアマネジャー等への支援の充実【包括支援】 3) 地域ケア会議の充実 ①地域ケア会議の充実【包括支援】 4) 総合的な相談・支援体制の整備 ①総合相談窓口支援事業【包括支援】 ②関係機関との連携体制の推進【包括支援】 ③相談協力員の育成と活動支援【包括支援】
	(9) 介護者への支援	1) 家族介護者への支援 ①家族介護教室【任意】 ②介護用品支給事業【任意】 ③家族介護慰労事業【任意】
	(10) 持続的な介護保険制度の運営	1) 介護保険事業の適切な運営 ①介護給付等費用適正化事業の推進【任意】 ②適正な認定業務の推進【介護保険】 ③介護保険制度の周知【介護保険】 ④苦情相談体制の充実【介護保険】 ⑤介護人材の確保と定着の支援【介護保険・包括支援】 ⑥低所得者対策【介護保険】
	(1) 自助・互助・共助・公助体制の構築	1) 自助・互助・共助・公助体制の構築 ①見守り・支え合いネット事業【任意】 ②見守り体制の整備【任意】
3 地域力を生かし、共に支え合う安心して暮らせるまち	(2) 高齢者支援の意識啓発と人材育成	1) 公民館等を活用した意識啓発と人材育成 ①世代間交流の推進【任意】 ②ボランティア活動の支援【任意】 ③人材育成【任意】
	【 】は事業名で、平成 27-28 年度/平成 29 年度事業名を表す。 総合：一般は、総合事業の一般介護予防事業、総合：支援は総合事業の介護予防・生活支援サービス	

1 高齢者福祉計画（21 パールプランいしがき）

国は高齢者の保健福祉施策を充実するため、平成元年に高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略ゴールドプランを策定したことを受けて、平成6年3月に老人保健福祉計画「いしがきパールプラン21」を策定しましたが、戦後最大の改革といわれる介護保険法（平成9年法律第123号）の成立により、平成12年度に公的介護保険制度が開始されることとなりました。

石垣市においても、平成12年4月に新ゴールドプランを受けて、21パールプランいしがき「高齢者保健福祉計画（第1期介護保険事業計画）を策定しました。

※ パールプランの由来「PEARL（パール：黒真珠）」

Peace（平和）、Enjoy（楽しく）、Active（活発で）、Refresh（元気な）、Life（生活）

平成15年3月、同プランを見直し、介護保険事業計画を第2期として高齢者の尊厳と自立支援を推進し活力ある高齢者像を構築することに努め、さらに平成18年4月から、年々増加する高齢者の実態を踏まえ、団塊の世代が高齢者となる10年後を見据えての「予防重視型システムへの転換」を打ち出した第3期「21パールプランいしがき」を策定してまいりました。さらに、第4期計画（平成21～23年度）は平成18年度の介護保険法等の改正があり保健分野が切り離され介護保険と高齢者福祉計画に特化されてきました。

第5期（平成24～26年度）では、団塊世代の高齢者が75歳以上となる平成37年度（2025年）を見据えた超高齢化社会に向けて予防、生活支援、住まい、介護、医療のサービスを一体的に提供される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築していくための方向性を示しています。

第6期（平成27～29年）では、第5期計画の実績、評価、反省を踏まえ、2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視点にたった施策を展開しています。

介護保険制度は、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど老後の安心を支える仕組みとして定着しています。しかしながら年々増加する介護給付費のどう抑制していくか、またサービスの適正化を図り、介護保険財政の健全化どうすすめていくかが求められています。

2 高齢者等人口の推移

本市の65歳以上の人口は、昭和50年には2,648人、昭和60年には3,952人、平成15年には7,335人、平成22年には8,066人と3.05倍増加しています。

総人口は昭和50年に34,657人、昭和60年には42,807人、平成15年には45,059人、平成28年には49,141人に増加しています。

また、高齢者比率は昭和60年度が9.2%だったのに比べて、平成28年度には19.5%と10.3%の増となっています。

※人口の推移

(平成28年10月現在)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	48,948人	48,708人	48,848人	48,712人	48,880人	49,130人	49,141人
65歳以上	8,066人	7,991人	8,139人	8,516人	8,883人	9,183人	9,580人
高齢化率	16.5%	16.4%	16.7%	17.5%	18.2%	18.7%	19.5%

※全人口に占める65歳以上の人口割合が7%を超えると「高齢化社会」といい14%を超えると「高齢社会」といい、21%を超えると「超高齢社会」といいます。

3 高齢者福祉事業 【地域支援事業】

(1) 一般介護予防事業： 比較的元気な高齢者を対象に実施します。

① 介護予防普及啓発事業（石垣がんじゅう教室・いきがい創生塾）

高齢者の自立生活の助長及び転倒などによる寝たきり、要支援状態になることを予防し、家に閉じこもりがちな高齢者の孤立感の解消を図り生きがいと社会参加を促進します。

＜対象者＞ 65歳以上の市民

＜内容＞

運動機能向上を中心に栄養改善、口腔機能向上、うつ予防、閉じこもり予防、認知症予防に関する実技及び講話。

＜実施施設＞

石垣市健康福祉センター・公民館・学校等の公共施設などに委託予定（石垣市内の社会福祉法人及び医療法人に対して、事業委託の意思を確認し、希望のあった法人に委託）

＜委託先＞

- ・社会福祉法人 沖縄松楓会 なごみの里
- ・社会福祉法人 希望ヶ丘 在宅介護支援センター
- ・石垣市レクレーション指導者連絡協議会 てふてふ
- ・一般社団法人 皆家族会

＜平成29年度 目標地＞ 実施回数 24回（6回コース×4地区）

② 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操）

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう住民主体のリハビリテーション等により、要介護状態になっても生きがいと役割を持ちながら生活が送れるようにする。

＜対象者＞ 65歳以上の市民と支援者（サポーター）

＜実施場所＞

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ①登野城 宮良宅（いやすし会） | ⑪伊野田公民館 |
| ②新川公民館（新川百歳会） | ⑫名蔵公民館 |
| ③大浜皆家族会事務所（おっかん家） | ⑬石垣港離島ターミナル会議室
（美崎マンタクラブ） |
| ④石垣公民館（みやとり会） | ⑭平久保公民館 |
| ⑤登野城 高宮宅（あざに会） | ⑮あきスタジオ（大川地区：フーガ会） |
| ⑥真栄里公民館 | ⑯平野公民館（平野月桃クラブ） |
| ⑦宮良公民館（さにしゃークラブ） | |

⑧大浜公民館（カースン家）

⑨天川公民館

⑩白保公民館

⑪伊原間公民館（がじゅまる会）

⑫川平公民館（むりぶし会）

⑬大仲宅（平得地区：まなび会）

⑭栄公民館（マーペクラブ）

⑮磯辺団地集会所

＜平成29年度目標値＞ 実施地区 26地区 （各地区での交流会）

③食生活改善事業（福寿教室）

高齢者の方及び家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援する。

＜対象者＞65歳以上の方または、高齢者の食事作りに興味のある方。

＜内容＞高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な事項と対策に関する教室の開催。食生活改善推進員による講話及び調理実習。

④石垣市食生活改善推進員協議会

＜開催場所＞ 健康福祉センター・公民館

＜広報方法＞

窓口へのチラシコーナーの設置、新聞への記事掲載、家庭訪問での配布、他事業や健康相談等でのチラシ配布。

＜平成29年度目標値＞ 実施回 4回 延参加者数者数110名

（2） 包括的支援事業

① 総合相談窓口支援事業

＜内容＞

専門的・継続的な関わり又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報集を行い、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、効果の有無を確認する。三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置し、連携して対応する。また、必要に応じ他機関、多職種と連携しワンストップで対応する。

＜実績＞

・平成26年度：255件 ・平成27年度：266件 ・平成28年度：271件

② 高齢者実態把握事業

虐待高齢者、閉じこもり高齢者などの老化による身体的、精神的、社会的機能の衰えをできるだけ遅らせ、身体的自立のみならず手段的自立、生活意欲、社会的役割などの機能レベル維持を目標として実態把握調査を実施する。

＜内容＞

主に独居高齢者及び高齢世帯宅の訪問調査を行い、課題の早期発見、早期対応、介護予防の情報提供及び啓発活動を行う。

＜対象者＞65歳以上の単身世帯。

＜対象者数＞3,326人

＜実施方法＞ 個別訪問での面接による聞き取り。

・優先順位として、要介護認定を受けていない後期高齢者の単身世帯

＜平成29年度 目標値＞ 件数 500件

＜実績＞

・平成26年度：184件 ・平成27年度：167件 ・平成28年度：332件

③ 見守り・支え合いネット事業（相談協力員活動）

早期に問題を発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行えるよう相談協力員と各関係機関が連携する。

＜対象者＞ 地域の要援護高齢者等

＜内容＞

相談協力員は地域包括支援センターと連携し次に掲げる業務を行う。

- ・利用者の状況に応じて、外からの見守り、訪問による声かけ活動、その他必要な支援を行い、見守りをしていく中で異変を感じた場合、地域包括支援センターに報告し対応を検討。
- ・地域包括支援センターの役割や各種保健福祉サービスの広報や情報提供を行う。
- ・地域のインフォーマル活動に参加協力し、参加者の相談にのる。

＜平成29年度 目標＞

- ・今年度は地域に出向いて相談協力員の広報周知を積極的に行う。また、相談協力員に対する研修を実施予定。相談協力員の自主組織化を進める。
- ・現在登録者43名。総会、研修会を各2回ずつ実施予定。

④ 見守り・支え合いネット事業（相談協力員活動）

地域における認知症に関する広報・啓発活動を行い、基本的な知識を地域住民に普及する。及び、認知症に関する知識のあるボランティア等を養成し、地域での支え合いネットワークを構築し充実していく。

＜対象者＞ 石垣市民

＜内容＞

- ・健康相談会場や生きがいきづくり対応型デイサービス事業等を活用して認知症に関する知識の普及・啓発活動を行う。
- ・認知症予防教室の開催
- ・認知症に関する知識のあるボランティア養成
- ・認知症SOSネットワークを構築し、定期的に情報交換課題解決を行う。
- ・認知症に関する相談への対応（電話相談・来所対応・個別訪問）

＜平成29年度 目標＞

認知症サポーター数を増やす為サポーター養成講座・キッズ養成講座を積極的に行う。

- ・サポーター養成講座数 8回
- ・サポーター養成数 200人
- ・キャラバンメイト研修会・講演会等の開催、連絡会
- ・認知症初期集中支援チームの活動

- ・認知症カフェ開催
- ・認知症SOSネットワーク連絡会
- ・若年性認知症の支援

⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくために、地域における連携・協働の体制作りや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

<事業内容>

- ・ 包括的・継続的なケア体制の構築
- ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・ 日常的個別指導・相談
- ・ 支援困難事例等への指導・助言

<平成29年度 目標値>

- ・ 介護支援専門員支援会議 9回
- ・ 地域包括ケア会議 2回

⑥ 生活支援体制整備事業

地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する。

<内容>

1. 石垣市生活支援サービス協議体の開催 2回/年
2. 石垣市における地域資源マップの作成

⑦ 在宅医療・介護連携推進事業

医療及び介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進することを目的とする。

<対象者>石垣市民

<内容>

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・ 医療・介護関係者の研修
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

＜平成29年度 目標値＞

- ・在宅医療・介護連携推進協議会 2回
- ・在宅医療・介護連携推進協議会作業部会 3回
- ・多職種連携研修会 1回
- ・在宅医療講演会 1回

（３） 任意事業

① 家族介護教室

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。

＜対象者＞高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等。

＜内容＞

参加者に対し、介護方法や介護に関する効果的な方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させる為の教室を開催する。

＜平成29年度 目標値＞

実施回数2回 延参加者数40名

② 成年後見制度利用支援事業

判断力の低下した認知症高齢者等の不利益を回避し、権利を擁護するため成年後見制度の利用を支援する。

＜対象者＞

身寄りのない方、身寄りがあっても申し立てが困難な方、重度の認知症高齢者、知的及び精神障がい者等。

＜内容＞

対象者が介護保険や障がい者福祉サービスを利用できるように、成年後見制度に係わる審判の請求手続き等を行う。

＜平成29年度 目標＞

- ・審判請求会議実施回数 5件
- ・市長申立件数 5件
- ・後見人選定数 5件

◎市長申立件数（平成18～28年度） 20件 ・継続ケース 9件（うち報酬助成5件）

③ 指定介護予防支援事業所業務

＜対象者＞ 要支援１・２の方、または事業対象者

＜内容＞

介護予防支援のためのサービス計画の作成、介護予防ケアマネジメント

※包括支援センターでは全事業所の給付管理を実施。

※住宅改修のみの計画作成実施。

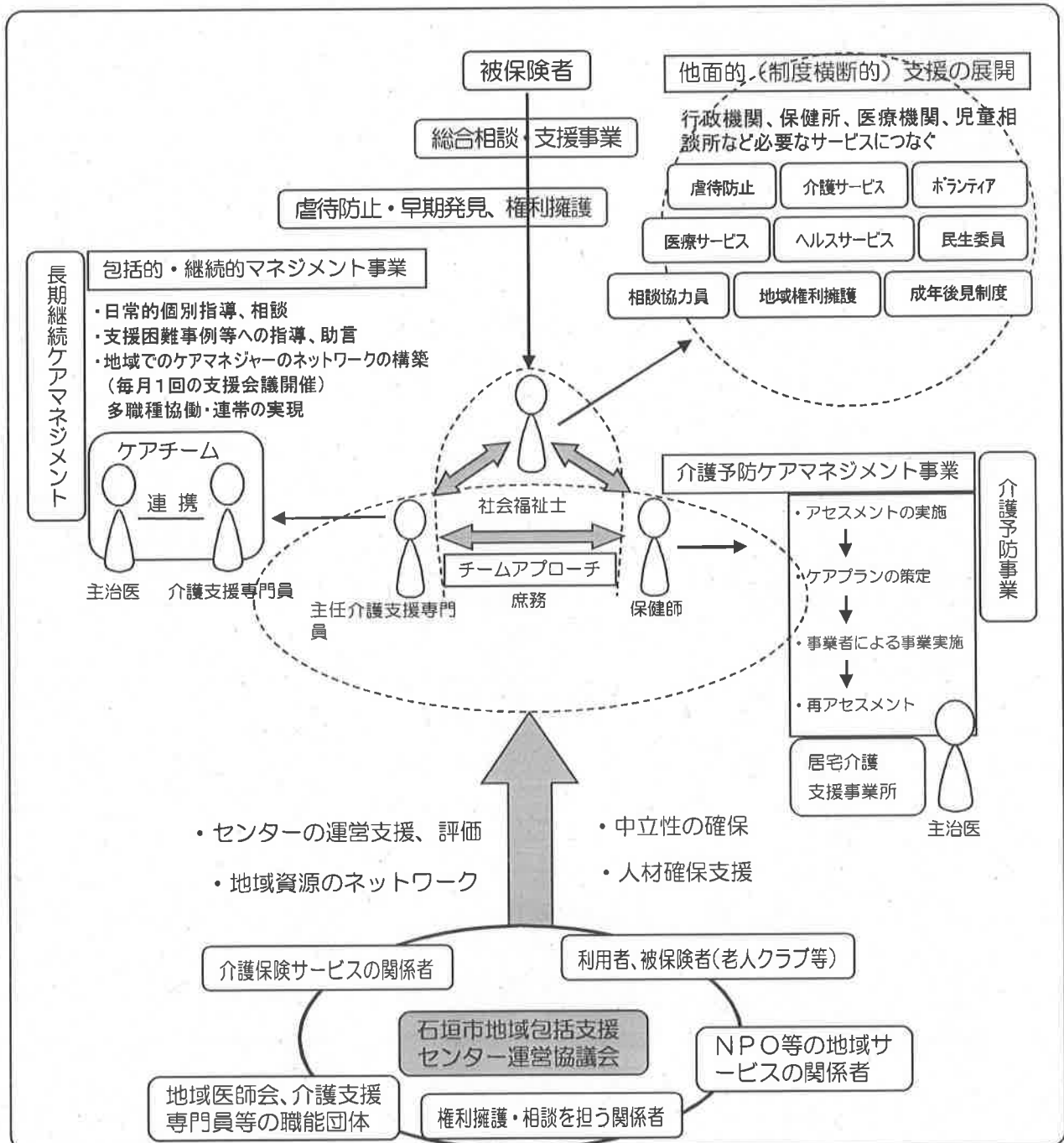
- ・ 現在、主任介護支援専門員１名、介護支援専門員２名、介護計画作成担当２名が常勤している。
- ・ 平成２９年度は居宅介護支援事業所２２事業所（内、島外事業所２ヶ所）と委託契約している。

＜市直営＞	介護予防サービス	介護予防ケアマネジメント
石垣市地域包括支援センター	９０	２０

＜委託先＞ ２０ヶ所

指定居宅介護支援事業所 あかゆら	５	１
ほっとケア	５	—
ケアプラン 星の里	３０	１
石垣ケアプランセンター	１５	—
ケアサービス さにしゃ	５	１
ゆいケアサービス	３５	１
ケアプランセンター 大浜一番地	１０	１
石垣島徳洲会病院居宅介護支援事業所	１５	—
ケアセンター むつみ	２０	—
なごみの里ケアプランセンター	１５	—
ケアプランセンター てふてふ	２０	—
ライフケアサービス えん	１０	—
八重山厚生園 指定居宅介護支援事業所	５	—
ケアプラン まなぶくん	５	—
ケアサービス あばらぎ	５	—
うしおマネジメント	１０	—
ケアプラン ハピネス	１０	—
ふたば介護サービス	１０	—
ハートケア花水木	１０	—
ケアプランセンターにふあいゆー	１	—
ケアプランセンター 愛聖	１	—
国立あおやぎ苑富士見台介護相談センター	１	—
	計 ３３３ 件	２５ 件

石垣市地域包括支援センター



(4) 生活支援事業

① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに家に閉じこもりがちな独り暮らし高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援いたします。

＜対象者＞ 概ね 65 歳以上の方

＜内容＞ ○石垣市老人クラブ連合会・八重山地区老人クラブ連合会へ委託
 ○石垣市老人福祉センターを拠点に「趣味のクラブ」として実施

※趣味のクラブ週間予定表

	月	火	水	木	金
第1週	フォークソング 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	手芸 月例 GB 大会 大正琴民謡 演歌・日舞	健康体操民謡 書道 卓球 A	囲碁 卓球 B 詩吟 ハワイソ・ワグソ 三線	社交ダンス カラオケ A ふれあい農園
第2週	フォークソング 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	手芸 大正琴民謡 演歌・日舞	健康体操民謡 書道 卓球 A	囲碁 卓球 B 詩吟 ハワイソ・ワグソ 三線	社交ダンス カラオケ A ふれあい農園
第3週	フォークソング 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	手芸 大正琴民謡 演歌・日舞	健康体操民謡 書道 卓球 A	囲碁 卓球 B 詩吟 ハワイソ・ワグソ 三線	社交ダンス カラオケ A ふれあい農園
第4週	フォークソング 大正琴歌謡 カラオケB 舞踊	手芸 月例 GG 大会 大正琴民謡 演歌・日舞	健康体操民謡 書道 卓球 A	囲碁 卓球 B 詩吟 ハワイソ・ワグソ 三線	社交ダンス カラオケ A ふれあい農園

※GB：ゲートボール、GG：グランドゴルフ

【実地状況・目標】

本事業は、心身の健康に対する意識教養を高め、健康増進、寝たきり防止など、魅力的な長寿社会づくりに貢献しています。今後も継続して実施します。

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○趣味のクラブ数 21 教室 ○受講者数：19,062名【19,398名】

□ 成年後見制度利用支援事業

判断力の低下した認知症高齢者等の不利益を回避し、権利を擁護するため成年後見制度の利用を支援します。

＜対象者＞ 身寄りのない方。身寄りがあっても申し立てが困難な方。重度の認知症高齢者。知的・精神障がいの方

＜内容＞対象者が介護保険や障がい者福祉サービス等を利用できるように成年後見制度に係る審判の請求手続き等（市長申し立て及び後見団体等への支援依頼等）を行います。

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○審判請求会議へ挙げた件数 2件【1件】

○市長申立件数 2件【1件】

○後見人がついた件数 2件【1件】

③ 食の自立支援事業（配食サービス）

定期的に高齢者の特性に応じた食事を配達すると同時に安否の確認を行うことで健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるよう支援します。

＜対象者＞概ね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で自らまたは身寄りでは食事の準備ができない方

＜内容＞○石垣市社会福祉協議会へ委託

○利用日 週5日（月～金：夕食）、 ○利用料 1食につき300円

＜平成28年度実績＞【平成27年度】 ○配食数 9,789食【8,315食】

④ 食の自立支援事業（食関連サービス利用調整）

食の自立支援事業（配食サービス）のアセスメント（評価）により自立とされた対象者に対して、栄養指導及び調理実習などにより、自立した食生活、健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるように支援します。

⑤ 介護用品支給事業

在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して介護用品を支給することにより、精神的及び経済的負担の軽減を含め、要介護高齢者の在宅での生活継続と向上を図ります。

＜対象者＞要介護4からに該当する在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族

＜内容＞支給される介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシーツ、ドライシャンプーの7品目で月額6,250円

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○申請及び決定件数 33件【27件】

○登録者数 54人（利用者数 309人）【57人（377人）】

⑥ 家族介護慰労事業

過去1年間、介護保険サービスを受けなかった要介護4または要介護5の低所得の在宅高齢者を介護している家族に一時金（10万円／年）を支給します。

＜平成28年度実績＞＜平成27年度】 ○支給件数 0件【1件】

⑦ 家族介護教室

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者などに対して、専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、歯科衛生士など）による講話及び実習指導を実施し、在宅介護を推進します。

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○実施回数 2回【3回】

○参加者数 32名【20名】

⑧ シルバーパス事業

高齢者の社会参加（閉じこもりの解消等）を支援し、経済的な負担の軽減を図ります。

＜対象者＞ 65歳以上の非課税世帯

○対象地区：平得、真栄里（平得・真栄里の一部地域を除く）4カ字を除く全地区

＜内容＞

○東運輸（株）へ委託

○6ヵ月乗車券 10,000円

○3ヵ月乗車券 7,500円

} 全路線バス乗り放題

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○6ヵ月乗車券購入者数 136人（男35名・女101名）

【136人（男33名・女103名）】

○3ヵ月乗車券購入者数 0人（男 0名・女 0名）

(5) 高齢者の自立支援事業

① 軽度生活援助事業

在宅でひとり暮らしの高齢者が健全で自立した生活を営み要介護状態になることの予防を図ります。

＜対象者＞ 概ね65歳以上で日常生活上の援助が必要な方

＜内容＞

○石垣市シルバー人材センターへ委託

○利用回数 1週あたり1回 2時間以内

○利用料 1時間につき100円

(1)家屋内の掃除及び整理整頓 (2)寝具類の日干し (3)家屋周りの除草及びはき掃除等

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○利用者数 316名【268名】 ○利用時間 2,029時間【1,839時間】

□ 生きがい対応型デイサービス事業

要介護認定で非該当の高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活が送れるように支援します。

＜内容＞

○石垣市社会福祉協議会へ委託

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○実施回数 月1～2回

実施日数 : 195日【210日】

○実施施設 地区公民館（25地区）

開催箇所数 : 226カ所【253カ所】

○利用料 1回につき200円

参加人数 : 1,393人【1,689人】

○日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）などの各種サービスを提供

③ 外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対して、リフト付き車輛及びストレッチャー車により外出を支援します。

＜対象者＞ 65歳以上で次の要件を満たす方。

○車椅子（電動・手動）の方

○歩行障害により、何らかの補助用具を使用している方または人の介助が必要な方。

○その他、これらに準じて必要と認められる方

＜内容＞

○石垣市社会福祉協議会へ委託

○利用料 500円（片道 250円）

○移送車両にて、利用者の居宅から医療機関や行政機関などまでの送迎を行います。

＜平成28年度実績＞【平成27年度】 ○利用者数 347名【454名】

○実施日数 189日【251日】

④ 老人日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者（概ね 65 歳以上の市民税非課税世帯）に対して、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便利を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

＜内容＞ ○電磁調理器、自動消火器の給付 ○福祉電話の貸与

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○福祉電話 13台【10台】

○電磁調理 0基【0基】

○自動消化器 0基【0基】

□ 緊急通報システム事業

概ね 65 歳以上で、慢性疾患等で日常生活上、常に注意を要する独り暮らし高齢者が居宅において緊急状態に陥った際に、電話機（緊急通報システム機器）を使って迅速に対応いたします。

＜内容＞ ○保障会社へ委託 ○電話を保有していることが条件

＜平成28年度実績＞【平成27年度】 ○設置台数 5台【10台】

⑥ 老人保護措置事業

65 歳以上で、環境上及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

＜内容＞

○養護老人ホームへ委託

○収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金があります。

○65 歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能となります。

＜平成28年度実績＞【平成27年度】

○八重山厚生園 25名（男10名・女15名）【24名（男10名・女14名）】

(6) 生きがいづくり福祉事業

①敬老慶祝訪問事業

毎年9月の敬老の日に、100歳を迎えた方の居宅を訪問し、頌状（しょうじょう）と記念金品を贈呈します。

＜内容＞高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図ります。

＜対象者＞9月1日時点で石垣市に居住する100歳の方

＜実績値＞

項目	実績値			目標値		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
百歳人口	20	15	17	17	17	17

②生年祝い事業

生年祝（108歳（茶寿）並びに97歳・85歳）迎えた長寿者に対し、毎年旧正月に式典開催や居宅訪問を行います。

＜内容＞高齢者の長寿を祝い、多年にわたって社会に貢献してきた功績に感謝の意を表し、頌状と記念金品を贈呈します。

＜対象者＞11月1日時点で石垣市に居住している方。

＜実績値＞

項目	実績値			目標値		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
108歳	5	0	2	1	1	1
97歳	60	45	65	69	69	69
85歳	256	263	273	291	291	291

③老人クラブ活動事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、健康づくり推進・社会活動推進・教養講座を推進し、生きがいを見いだした活動を続けるイキイキ高齢者づくりを推進します。

＜内容＞

老人クラブでは、社会奉仕活動・教養活動・健康推進活動に積極的に取り組んでいます。

＜対象者＞60歳以上の方

＜実施方法＞単位老人クラブで実施します。

＜平成28年度実績＞

現在、35老人クラブ（単位）があります。老人クラブでは、次の全国三大運動に取り組んでいます。

○心とからだの健康づくりをすすめる。

・老人クラブ「寝たきりゼロ」の10か条を実践しよう。

・「いきいきクラブ体操」「健康ウォーキング」「各種シニア・スポーツ」を普及しよう。

○高齢者が相互に支援する友愛活動をすすめる。

- ・全国 100 万人友愛活動（ボランティア）を組織しよう。
- 「花のあるまち、ゴミのないまち」づくりをすすめる。
- ・全国 300 万人「社会奉仕の日」（9月 20 日）活動を展開し、通年活動の発展につなげよう。

（7）まちづくり・地域づくり・人づくり

① 老人福祉センター事業

老人福祉センターは、老人福祉法で規定する老人福祉施設で、昭和 57 年（1982 年）に設置され、主に「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（石老連・八老連へ委託事業）」の活動拠点として利用されています。

	種別	午前9時～12時	午後1時～5時	全日9時～17時	夜間17時～21時
石垣市内の老人		無 料	無 料	無 料	
上記以外の者	集会室	3,000 円	6,000 円	12,000 円	7,000 円

＜平成 28 年度実績＞ 【平成 27 年度】○使用申請件数：172 件【163 件】

② 介護予防拠点整備事業

生きがい対応型デイサービス事業を実施している施設（公民館）の段差を解消し、バリアフリー化を図ってきましたが、現在は登野城公民館エレベーターの保守点検等の管理を行っています。なお、当該整備事業は平成 15 年度で完了しており整備済み施設は次のとおりです。

【平野公民館・栄公民館・多良間公民館・川原公民館・白保公民館・登野城公民館】

③ 地域介護・福祉空間整備事業

平成 18 年度に創設された地域密着型サービス施設整備に国から交付金が支給されました。

＜平成 18 年度実績＞

○小規模多機能型生活介護施設 2 件

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）施設 1 件

平成 21 年度は、国からの追加協議（スプリンクラー整備）を受け、グループホーム 3 事業所（あかゆら・イジュの花・星のふる里）のスプリンクラーの整備を図りました。

＜平成 21 年度実績＞

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）施設 3 件

＜平成 22 年度実績＞

○認知証対応型通所介護サービスかびら 1 件

○小規模多機能型生活介護施設（つむぎの郷）スプリンクラー整備 1 件

＜平成 27 年度実績＞

平成 27 年度は、国からの協議（介護ロボット等導入支援）により、介護ロボット導入を支援いたしました。

○特別養護老人ホームまえさと茶寿苑 1 件

○介護老人保健施設いしがき太陽の里 1 件

□

□ 沖縄県地域医療介護総合確保基金事業

＜平成 28 年度実績＞

平成27年度に創設された地域密着型サービス施設整備及び開設準備に沖縄県から交付金が支給されました。

○小規模多機能型生活介護施設がんじゅうさー（施設・開設） 1件

⑤その他

- 世代間交流事業
- 相談と情報提供システムの充実
- 地域福祉を支える団体活動への支援策
- 福祉に携わる人材育成

4 高齢者福祉等の主要事業一覧

事業名	目的	内容
(1) 一次予防事業		
① 介護予防教室 (がんじゅう教室・生きがい創生塾)	高齢者の自立生活の助長及び転倒などによる寝たきり・要支援になることを予防し、家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者の孤立感からの解消を図り、生きがいと社会参加を促進します。	○保健師による健康講話 ○体力測定（前半と後半に実施） ○自宅でできる簡単なトレーニング（健康運動指導師、トレーニング指導師） ○軽スポーツ・レクリエーション（スポーツインストラクター等） ○口腔ケア（歯科衛生師） ○足指つめのケア（看護師等）
② 生活改善推進事業 (福寿料理教室)	高齢者及びその家族を対象に食生活改善を支援します。	○高齢者の食生活において必要な事項とその対策に関する教室等の開催 ○食生活改善推進員などが高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
(2) 二次予防事業		
①二次予防事業対象者	要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方に生活機能評価を実施し、二次予防事業対象者を選定します。	○要介護者及び要支援者を除く65歳以上の方 ○住民健診会場での生活機能評価（基本チェックリスト、生活機能チェック、生活機能検査）の実施
②通所型介護予防事業：運動機能向上（元気けんこう応援団）	要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）が要介護状態となることを予防し、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、二次予防事業対象者個々の状態に合わせた支援を行います。	○二次予防事業対象者把握事業により運動器の機能向上プログラムへの参加が望ましいと判定された者。 ○運動器の機能が低下しているか又はそのおそれのある対象者に対し、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に関わる個別計画を作成し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡単な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行います。
(3) 包括的支援事業		
①地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。	○介護予防マネジメント ○総合的な相談・支援 ○虐待防止・早期発見等の権利擁護 ○包括的・継続的マネジメント ○支援困難ケースへの対応等ケアマネージャーに対する支援

②地域ケア会議	高齢者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者に見合う最も適切なサービスを提供することを目的として保健・福祉・医療等に関する各種サービスを総合的に調整します。	○介護支援専門員支援会議 ○地域包括ケア会議
③高齢者実態把握事業	虐待高齢者、閉じこもり高齢者などの老化による身体的・精神的・社会的機能の衰えをできるだけ遅らせ身体的自立のみならず手段的自立、生活意欲、社会的役割などの機能レベル維持を目標として実態把握調査を実施します。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの生態の訪問調査を行い、問題の早期発見、早期対応、介護予防の情報提供及び啓発活動を行います。
④介護予防プラン作成事業	要介護状態になる危険因子（独居・閉じこもり・関係障がいなど）の高い方に対して、要介護状態にならないための適切な介護予防プラン作成します。	地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所（委託）で作成します。
(4) 生活支援事業		
①軽度生活援助事業	在宅でひとり暮らしの高齢者が健全で自立した生活を営み要介護状態になることの予防を図ります。	○利用回数 1 週間あたり 1 回（2 時間以内） ○利用料 1 時間につき 100 円 ○家屋内の整理整頓 ○寝具類の日干し ○家の周りの手入れ（庭、生垣、植木、軽易な作業等）
②生きがい対応型デイサービス事業	要介護認定で、非該当の高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健全で生き生きとした老後生活が送れるよう支援します。	○実施回数 月 1 回 ○実施施設 地区公民館など ○利用料 1 回につき 200 円 ○日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）などの各種サービスの提供
③高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに家に閉じこもりがちな独り暮らし高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援します。	石垣市老人福祉センターにて「趣味のクラブ」として実施しています。 ○月曜日（ワカソウ・カキ B・大正琴歌謡・舞踊） ○火曜日（月例 GB 大会・大正琴民謡・演歌・日舞・手芸） ○水曜日（健康体操民謡・書道・卓球 A） ○木曜日（囲碁・詩吟・ハワイソ・フラソ・三線・卓球 B） ○金曜日（社交ソ・カキ A・ふれあい農園）
④外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要介護高齢者に対してリフト付き車両及びストレッチャー車両により外出を支援します。	○車椅子（電動・手動）の方 ○歩行障がいにより何らかの補助用具を使用しているか、または人の介助が必要な方
⑤老人日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者（概ね 65 歳以上で市民税非課税世帯）に対して、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。	○給付：電磁調理器、自動消化器 ○貸与：福祉電話
⑥緊急通報システム事業	概ね 65 歳以上で、慢性	○電話機を保有していることが条件

	疾患等で日常生活上、常に注意を要する独り暮らし高齢者が居宅において緊急状態に陥った際に電話機（緊急システム機器）を使って迅速に対応します。	○通話料金は利用者負担
⑦成年後見制度利用支援事業	判断力の低下した認知症高齢者等の不利益を回避し権利を擁護するため成年後見制度の利用を支援します。	対象者が介護保険や障がい者福祉サービス等を利用できるよう成年後見制度に係る家庭裁判所審判の請求手続など（市長申し立て及び後見団体等への支援依頼等）を行います。
⑧-1 食の自立支援事業（配食サービス）	定期的に高齢者の特性に応じた食事を配達すると同時に安否の確認を行うことで健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるよう支援します。	○利用日：週5回（月～金：夕食） ○利用料：1食につき300円
⑧-2 食の自立支援事業（食関連サービス利用調整）	栄養指導及び調理実習などにより、自立した食生活、健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるように支援します。	食の自立支援事業（配食サービス）のアセスメント（評価）により自立した方を対象とします。
⑨シルバーパス事業	高齢者の社会参加（閉じこもりの解消）を助長するとともに経済的負担の軽減を図ることを目的としています。	○東運輸（株）の生活路線バスを利用 ○6ヵ月乗車券 10,000円 } 全路線乗り放題 ○3ヵ月乗車券 7,500円 ○65歳以上の非課税世帯 ○対象地区 登野城（嵩田）・真栄里（於茂登）・平得（開南）大浜・宮良・白保・桃里・伊原間・平久保・野底・桴海・川平・崎枝・名蔵
⑩介護用品支給事業	在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して介護用品を支給することにより、精神的及び経済的負担の軽減を含め要介護高齢者の在宅での生活継続と向上を図ります。	○紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプーの7品目。 ○月額限度額 6,250円
⑪家族介護慰労事業	介護保険給付を受けずに、重度の寝たきり等の高齢者を介護している家族に対して、慰労金を給付し併せて適正な介護について支援します。	要介護4または要介護5の低所得の在宅の高齢者を介護している家族に一時金（10万円／年）を支給します。
⑫家族介護教室	高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者などに対して在宅介護の方法について支援します。	専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、歯科衛生士など）による講話及び実習指導を実施します。
⑬老人保護措置費事業	65歳以上で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。	○収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金があります。 ○65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能となります。
(5) 生きがいづくり福祉事業		

①敬老の日・慶祝訪問	「敬老の日」に当たり、高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図ることを目的としています。	○敬老対象者に市長メッセージを新聞紙上に掲載し祝福する。 ○100歳の方を訪問し、頌状と記念品を贈呈 ○敬老の日（9月第三月曜日）に慶祝訪問実施
②生年祝	旧正月（1月1日）に当たり、生年を迎えられた長寿者に対し、頌状及び記念品を贈呈して長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し併せて敬老思想の高揚を図ることを目的としています。	○108歳、97歳（カジマヤー）、85歳の方に頌状と記念品を贈呈 ○旧正月（1月1日）に開催
③老人クラブ活動事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対して生きがいをみだしていただくためイキイキ高齢者づくりを推進しています。	○社会奉仕活動 ○教養活動 ○健康増進活動などを単位老人クラブで実施しています。
(6) まちづくり・地域づくり・人づくり		
①老人福祉センター事業	老人福祉センターは、老人福祉法で規定する老人福祉施設で、昭和57年（1982年）に設置され、主に「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（石老連・八老連へ委託事業）」の活動拠点として利用されています。	○利用料：石垣市内の老人は無料 ○入居者：石垣市老人クラブ連合会事務局
②介護予防拠点整備事業	生きがい対応型デイサービス事業（社協へ委託）を実施している施設（公民館）の段差を解消し、バリアフリー化を図りました。	整備した公民館は次のとおりです。 平野公民館・栄公民館・多良間公民館・川原公民館・白保公民館・登野城公民館。 なお、当該事業は平成15年度で完了しておりますが、現在は登野城公民館エレベーターの保守点検等の管理を行っています。
③地域介護・整備空間整備事業	平成18年度に創設された地域密着型サービス施設整備に国から交付金が支給されました。消防法の改正に伴い義務化された既存の施設へスプリンクラーを整備します。	○地域密着型サービス事業の内容 ・小規模多機能型生活介護施設 ・認知症対象型共同生活介護（グループホーム）施設 ○既存の認知症対象型共同生活介護（グループホーム）施設へスプリンクラー設備を整備し防火体制の強化を図ります。
④その他 ・世代間交流事業 ・相談と情報提供システムの充実 ・地域福祉を支える団体活動への支援策 ・福祉に携わる人材の教育		

※以上で終了

介護保険

〔担当〕

介護長寿課 介護保険係・給付認定係

電話 82-7158

87-6022

FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

1 介護保険制度について

21 世紀高齢化社会の介護問題の解決を図るため、国民共同連帯理念、社会全体で支援する仕組みとして介護保険制度が創設されました。※介護保険法（平成 9 年法律 123 号）

この制度は 40 歳以上の方を被保険者とし、65 歳以上は「第 1 号被保険者」、40 歳から 64 歳までは「第 2 号被保険者」と区分されています。受給は、原則として「第 1 号被保険者」となります。ただし「第 2 号被保険者」のうち、特定疾患者（16 種類）は受給できます。介護保険財源の内訳は、国 25%、県 12.5%、市 12.5%、第 1 号被保険者 22%、第 2 号被保険者 28%となっています。

※平成 24 年～26 年度（第 5 期）は第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者は 29%

制度創設から 17 年が経ち、サービス利用者は 500 万人に到達しています。介護サービス提供事業者数も着実に増加し、要介護高齢者の生活の支えとして定着・発展していますが、2025 年（平成 37 年）には、団塊の世代が 75 歳となるほか、2040 年（平成 52 年）に団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり人口の高齢化がさらに加速します。

本市においても介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進させていくことが重要であり、併せて第 4 次総合計画後期基本計画基本方針にも規定しています。

下記の表のとおり、本市の平成 28 年度 3 月末の総人口は 48,377 人で、内第 1 号被保険者数は前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）4,915 人、後期高齢者（75 歳以上）4,799 人、合計 9,714 人で高齢化率は 20.08%と下記に示すとおり H23 以降上昇しています。※高齢化率＝高齢者人口÷総人口

(1) 高齢者人口の推移（人）

出典：介護保険事業状況報告（年報）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
前期(65 歳～74 歳)	3,530	3,723	4,022	4,319	4,638	4,915
後期(75 歳以上)	4,487	4,621	4,677	4,708	4,741	4,799
高齢者人口(B)	8,017	8,344	8,699	9,027	9,379	9,714
総人口(A)	48,104	48,023	47,873	48,229	48,328	48,377
高齢化率(%)	16.67	17.38	18.17	18.72	19.41	20.08

(2) 高齢者のいる世帯状況の推移（各年 10/1 現在）

※21 パールプランいしがき

世帯区分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
総世帯数	A	22,021	22,194	22,542	22,940	23,405	23,651
高齢者のいる世帯数	B	4,969	5,744	6,298	6,604	6,845	7,135
割合	(B/A)	22.6%	25.9%	27.9%	28.8%	29.3%	30.2%
高齢者単身世帯	C	1,995	2,178	2,572	2,813	2,960	3,137
割合	(C/A)	9.1%	9.8%	11.4%	12.3%	12.6%	13.3%
高齢者のみの世帯	D	1,133	1,456	1,581	1,651	1,729	1,833
割合	(D/A)	5.1%	6.6%	7.0%	7.2%	7.4%	7.8%
その他の世帯	E	1,841	2,110	2,145	2,140	2,156	2,165
割合	(E/A)	8.4%	9.5%	9.5%	9.3%	9.2%	9.2%

※平成 23 年度は特養等の入所世帯を除いて集計

また、独居等の老人世帯状況数については、平成 28 年 10 月現在の総世帯数は、23,651 世帯（前年度比 246 世帯増）。また 65 歳以上の高齢者がいる世帯が 7,135 世帯（前年度比 290 世帯増）。

高齢者単身世帯が 3,137 世帯（前年度比 177 世帯増）、高齢者のみの世帯（高齢者夫婦世帯等）が 1,833 世帯（前年度比 104 世帯増）、その他の世帯（高齢者との同居世帯）が 2,165 世帯（前年度比 9 世帯）となっています。

なお、高齢者単身世帯の割合が、全体の 13.3%となっています。

2 実施主体は石垣市

介護サービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。申請後、原則として30日以内に結果が通知されます。

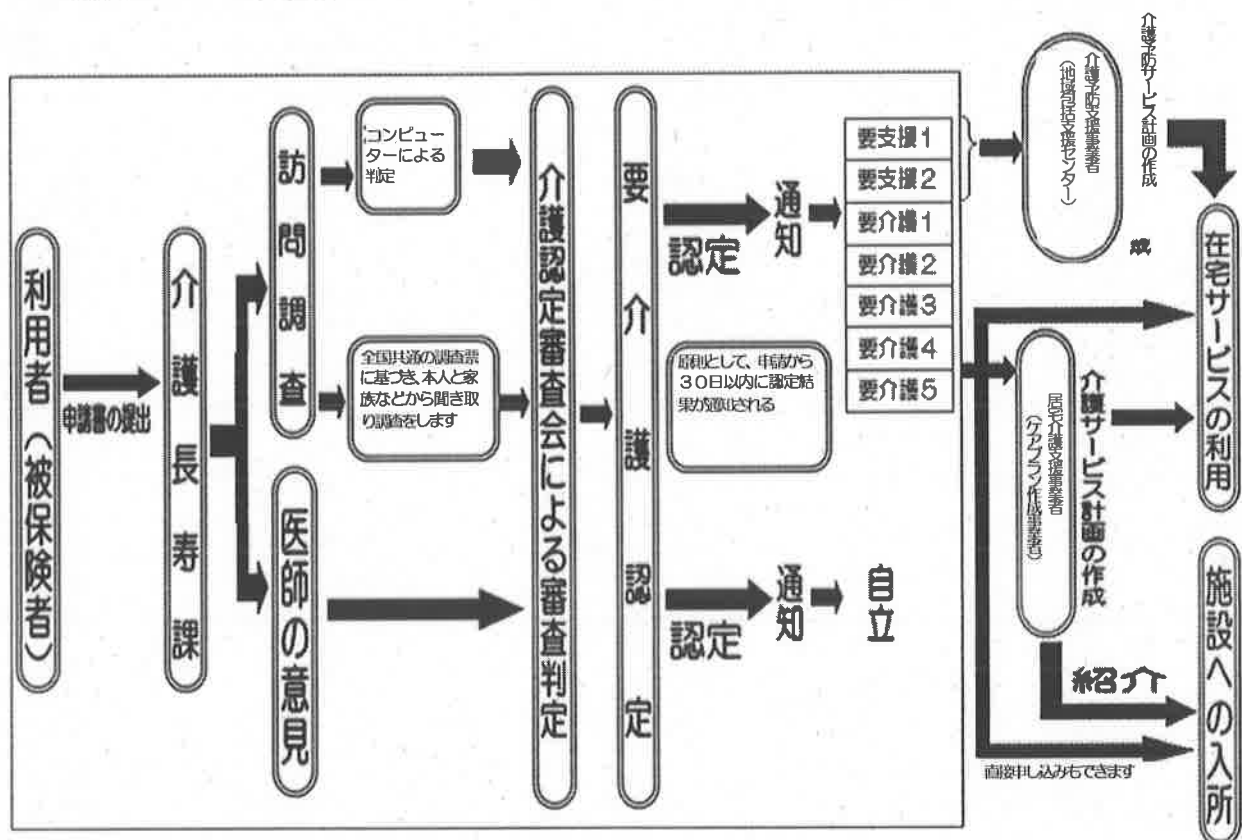
要介護認定では、寝たきりや認知症など介護が必要かどうか、また、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

要介護認定者数と認定率の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
高齢者数(人)	8,017	8,344	8,699	9,027	9,379	9,714
要介護認定者数 (人)	1,782	1,855	1,885	1,868	1,871	1,728
認定率(%)	22.23	22.23	21.67	20.69	19.95	17.79

※認定率＝（1号＋2号認定者数）÷第1号被保険者数

☆要介護認定の申請経路図



3 介護保険で受けられるサービス

(1) 在宅サービス

①居宅介護支援事業所

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な在宅サービスが利用できるように市町村・居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園 指定居宅支援事業所	新川1740番地2	88-6430
2	石垣島徳洲会病院 居宅介護支援事業所	南大浜446番地1	88-0123
3	あかゆら指定居宅介護支援事業所	浜崎町2丁目2番地8	82-2611
4	石垣ケアプランセンター	大川514番地2	82-0887
5	なごみの里ケアプランセンター	宮良1131番地2	86-8817
6	沖縄県看護協会居宅介護支援事業所うりずん	大川547興ビル2-204	84-1221
7	ゆいケアサービス	登野城74番地4	84-3939
8	ケアプランセンター てふてふ	宮良1番地16	84-4388
9	ケアプラン 星の里	新川2124番地	83-5600
10	合同会社 ほっとケア	大浜386番地	88-0560
11	ケアセンター むつみ	大川541番地1	84-1725
12	株式会社ケアサービス さにしゃ	平得117番地16	83-2326
13	ケアプラン まなぶくん	平得545番地19	83-2205
14	ケアプランセンター大浜1番地	大浜2番地3	87-0532
15	ケアプラン ハピネス	真栄里436番地6	88-7655
16	居宅介護支援事業所 うしおマネジメント	登野城93番地	88-6695
17	ふたば介護サービス	新川2372番地23	82-3677
18	居宅介護支援事業所コーラルケア	浜崎町2丁目2-14	88-6695
19	ケアサービスあばらぎ	新川1695番地123	84-2266
20	ケアプランセンターにいふあいゆー	登野城676-2	87-0518
21	ハートケア花水木	大浜233番地2	87-9077

②地域包括支援センター

介護保険サービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な介護サービスや介護予防事業などのケアプランを作成します。(市に設置)

	事業所名	所在地	電話番号
1	石垣市地域包括支援センター	美崎町14番地(市役所内)	84-3333

③訪問看護及び介護予防訪問看護

看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	訪問看護ステーション うりずん	大川547 興ビル2-204	84-1221
2	訪問看護ステーション 太陽の里	大浜 1349 番地 288	88-5556
3	訪問看護ステーション ゆいケアサービス	登野城 74 番地 4 1F	83-7370
4	石垣島徳洲会病院	南大浜 446 番地 1	88-0123
5	訪問看護ステーション あんじゅ	真栄里 558 番地 7 103	84-1808

④通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護保険施設、病院等に通い、当該施設において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設いしがき太陽の里	大浜 1349 番地 81	82-0011
2	介護老人保健施設（通所リハビリテーション事業所）聖紫花の杜	新川 2127 番地 2	83-5898
3	通所リハビリテーションならさ	新川 1695 番地 123	88-5107
4	石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所	大浜 446 番地 1	88-0123

⑤訪問介護及び介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園 指定訪問介護事業所	新川 1740 番地 2	88-6430
2	訪問介護ステーション さみん	美崎町 16 番地 6	84-3302
3	あかゆらヘルパーステーション	浜崎町 2 丁目 2 番地 8	82-2882
4	石垣訪問介護センター	大浜 1349 番地 288	84-3535
5	ケアサービスセンター てふてふ	登野城 582 番地 2 1F	83-7555
6	なごみの里ホームヘルプセンター	宮良 1131 番地 2	86-8311
7	ゆいケアサービス	登野城 74 番地 4	84-3939
8	ケアセンターむつみ	大川 541 番地 1	84-1725
9	株式会社ケアサービス さにしゃ	平得 117 番地 16	83-2326
10	石垣島徳洲会病院	南大浜 446 番地 1	88-0123
11	ヘルパーステーション大浜 1 番地	大浜 2 番地 3	87-0531
12	指定訪問介護事業所 若夏の家	大川 581 番地	82-5035
13	ヘルパーステーションコーラルケア	浜崎町 2 丁目 2 番 14 号	87-5683

⑥通所介護及び介護予防通所介護

日帰り介護施設等に通い、当該施設において入浴、食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンター ゆりヶ浜	宮良 1 番地 16	84-4377
2	デイサービス 長寿の華	大浜 1349 番地 78	82-6498
3	なごみの里デイサービスセンター	宮良 1131 番地 2	86-8370
4	デイサービス とうぬすく	登野城 661 番地 7	88-7740
5	デイサービス いしがき	石垣 275 番地	88-8551
6	デイサービス大浜 1 番地	大浜 2 番地 3	87-0007
7	デイサービス いちのはし	新川 2378 番地 2 1F	88-1202
8	デイサービス 杜の泉	真栄里 530 番地 1	83-0113
9	デイサービス花織	真栄里 204 番地 382	82-0080

⑦福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与（要介護 1、要支援 1・2 の方は種類の制限有）

—福祉用具貸与の種目—

○車いす○車いす付属品○特殊寝台○特殊寝台付属品○じょく創予防用具○体位変換器
○手すり○スロープ○歩行器○歩行補助つえ○認知症老人徘徊感知器具○移動用リフト
○特殊尿器（自動排泄処理装置）

	事業所名	所在地	電話番号
1	（有）八重山介護サービス	大川 527 番地 1	83-9597
2	（有）シルバープラザ石垣	大川 514 番地 2	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城 74 番地 4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川 2372 番地 23	82-3677

⑧短期入所生活介護

短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園 指定短期入所生活介護事業所	新川 1740 番地 2	82-2334
2	なごみの里 指定短期入所生活介護事業所	宮良 1131 番地 2	86-8316

⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設、療養型病床群等に短期入所し、当該施設内看護または医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の介護を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	老人保健施設 聖紫花の杜	新川 2127 番地 2	83-5898
2	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜 1349 番地 81	82-0011

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難なお年寄りが入所します。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 八重山厚生園	新川1740番地2	82-2334
2	介護老人福祉施設 なごみの里	宮良1131番地2	86-8316
3	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑	真栄里204番地382	82-0080

②介護老人保健施設

病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いた生活が必要なお年寄りが入所します。医学管理下の介護、機能訓練、日常生活の介護が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	老人保健施設 聖紫花の杜	新川2127番地2	83-5898
2	老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜1349番地81	82-0011

③特定施設入居者生活介護

ケアハウスに入居している要介護者について、サービス提供の計画に基づき、入浴、排泄食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行なう。

	事業所名	所在地	電話番号
1	特定施設 ばすきなよお	白保287番地60	86-8888

(3) 地域密着型サービス

認知症をはじめ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していく必要があります。そこで、要介護・要支援認定者の人のために地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する、「地域密着型サービス」が平成18年度から導入されました。

①認知症対応型通所介護（認知デイサービス）

認知症の居宅要介護者が、介護保険施設またはデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービス あらかわ	新川2372番地11	83-3932
2	デイサービス かびら	川平559番地1	88-2627

②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者が、共同生活を営む住居でうける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	グループホーム イジュの花	大浜453番地12	84-1212
2	グループホーム 星のふる里	新川2105番地	88-8000
3	認知症対応型共同生活介護事業所あかゆら	浜崎町2丁目2番地10	88-6075

③小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

	事業所名	所在地	電話番号
1	あかゆら小規模多機能型居宅介護事業所	浜崎町2丁目2番地8	84-1380
2	小規模多機能ホームつむぎの郷	大浜1349番地77	84-1362
3	小規模多機能ホームがんじゅうさー	桃里168番地15	89-2828

④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用型特定施設のうち、小規模(定員29名以下)のもので、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護付き有料老人ホーム コーラルケア	浜崎町3丁目3番地9	87-5683

⑤地域密着型通所介護

市内に住所を有する要介護者が通う定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンターあかゆら	浜崎町2番地2丁目8	84-1380
2	デイサービスひだまり	桴海535番地	88-2656
3	デイサービス年輪	石垣213番地	88-8082
4	デイサービスむつみ	大川33番地2	87-5008
5	デイサービスセンターにいはいゆー	登野城676番地2	87-0518
6	デイサービスハピネス平真	真栄里436番地11	82-3838
7	デイサービスあこうて	平得125番地6	87-5331
8	さくらデイサービス	真栄里544番地	87-5226
9	グッドライフむつみデイサービス	大川578番地7	87-0838
10	JOYいしかき	登野城582番地2	87-5808
11	デイサービス結	大浜801番地1	88-1758
12	デイサービスまなぶくん	平得545番地14	83-2205
13	デイサービスコーラルケア	浜崎町3丁目3番地9	87-5683
14	デイサービス「海邦の里」	新川117番地2	87-9020

(4) 有料老人ホーム

入浴・排泄・食事等の介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のサービスを提供する民間事業所が経営しています。※老人福祉施設等でない事業所

	事業所名	所在地	電話番号
1	シルバーホームいちのはし	新川2378番地2 2・3F	88-1202
2	コーラルケアガーデン	浜崎町3丁目3番9	87-5683
3	有料老人ホーム海邦	石垣488番地1	87-6103

(5) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」(平成23年10月創設)に基づく制度で、バリアフリー構造、一定の面積、設備が確保され、常駐しているケア専門家が必須のサービスとして安否確認と生活相談を提供する賃貸等の住まいです。

	事業所名	所在地	電話番号
1	サービス付高齢者向け住宅グッドライフむつみ	大川578番地7	87-0838
2	八重の杜	真栄里530番地1	83-0113
3	コーラルケガーデン	浜崎町3丁目3番9	87-5683

(6) 償還給付サービス

① 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入費支給

居宅で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用でき、上限額は同一年度10万円です。

—対象品目—

○腰掛便座 ○特殊尿器 ○入浴補助用具 ○移動用リフトのつり具の部分 ○自動排泄処理装置の交換可能部品

	事業所名	所在地	電話番号
1	(有) 八重山介護サービス	大川527番地1	83-9597
2	(有) シルバープラザ石垣	大川514番地2	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城74番地4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川2372番地23	82-3677

② 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

居宅で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用でき、上限額は同一の住宅で20万円です。

—対象となる改修工事の例—

○手すりの取り付け ○段差、傾斜の解消 ○すべり防止及び移動の円滑化の為床材変更

○引き戸等へ取り替え ○和式便器から洋式便器への取り替え等

4 介護保険料（第6期：平成27年度～平成29年度）

(1) 保険料率と保険料月額

介護保険料は、介護サービスにかかる費用に応じて市町村ごとに基準額を決定します。高齢者の増加に伴い年々増加傾向にあります。

(2) 介護保険料の決め方

$$\frac{\text{石垣市の介護サービス総費用}}{\text{のうち1号被保険者の負担分}} \div \frac{\text{石垣市の65歳以上の人数（1号被保険者）}}{12 \text{ ヶ月}} = \text{基準額（月額）}$$

(3) 所得別段階表

第6期計画							
所得段階	所得段階基準			推定人口 比率	保険 料率	年額 (円)	月額 (円)
	本人	世帯	本人所得基準				
第1段階	非課税	非課税	●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	41.2%	0.50 (0.45)	39,900 (35,916)	3,325 (2,993)
第2段階			●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	8.2%	0.70	55,860	4,655
第3段階			●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	6.2%	0.75	59,856	4,988
第4段階		課税	●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	12.7%	0.93	74,220	6,185
第5段階 (基準額)			●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	5.5%	1.00	79,812	6,651
第6段階	課税	—	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	10.9%	1.35	107,736	8,978
第7段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	7.9%	1.50	119,712	9,976
第8段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	4.2%	1.75	139,668	11,639
第9段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.1%	1.90	151,632	12,636
第10段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	0.5%	2.10	167,604	13,967
第11段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.6%	2.30	183,564	15,297

(4) 低所得者への保険料の軽減策

平成27年4月より、国は低所得者対策として第1段階の方に対して公費による負担軽減を実施しています。

第1段階の方に対し、平成27年～29年度は、保険料率0.5に対し最大0.05の軽減を図ります。これにより月額保険料3,325円から332円減額されています。

なお、減額分の公費負担は、国が1/2、県1/4、市町村1/4となります。

5 利用者負担

(1) 高額介護サービス費

1ヵ月の利用者負担額の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計）が、所得区分ごとにそれぞれ定める利用者負担の上限を超える場合には、申請により、その超える金額が高額介護サービス費として支給されます。特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費、居住費、1ヵ月の利用限度額を超えたサービス利用額は対象となりません。

※所得等の状況による利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	上限額
・現役並み所得者	世帯 44,400 円
・一般世帯 ※平成 29 年 8 月見直し	世帯 44,400 円
・住民税世帯非課税	世帯 24,600 円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○老齢福祉年金の受給者	世帯 24,000 円 個人 15,000 円
・生活保護の受給者 ・負担額を 15,000 円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯 15,000 円 個人 15,000 円

(2) 居住費及び食費の負担軽減 「介護保険負担限度額認定証」

居住費および食費の負担額（ショートステイ含む）の要件は市民税世帯非課税であることに加え「配偶者の所得」「預貯金等」も勘案されます。このため、申請書の添付書類は「金融機関への照会に対する同意書」と「預貯金通帳（写）」が必要となります。

(3) 特定入所者生活介護サービス費の対象となる場合

①本人および世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税の場合

②預貯金等が、単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下の場合

利用者負担段階	対象者	多床室		従来型・個室		ユニット型 準個室	ユニット型 個室	食費
		特養	老健・療養	特養	老健・療養			
第1段階	世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者など	0	0	320	490	490	820	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額の年額80万円以下	370	370	420	490	490	820	390
第3段階	世帯員全員が市民税非課税であり、利用者負担第2段階者以外の人	370	370	820	1,310	1,310	1,310	650
第4段階	上記第1段階～3段階該当者以外の人	840	370	1,150	1,640	1,640	1,970	1,380

（単位：円）

(4) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援

障害者自立支援法による 65 歳到達以前のおおむね 1 年間にホームヘルプサービスを利用し、利用者負担額が 0 円となっていた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方。利用者負担割合は 0%。

6 要介護認定実施状況統計

平成28年3月末現在

平成27年度実施人数合計		申請受付	認定調査	審査会実施	結果通知
		1,855	1,804	1,835	1,835
4月実施人数	新 規	24	22	35	35
	区分変更	13	11	12	12
	更 新	120	102	121	121
5月実施人数	新 規	34	31	12	12
	区分変更	9	12	9	9
	更 新	95	89	106	106
6月実施人数	新 規	57	40	35	35
	区分変更	9	6	10	10
	更 新	118	124	110	110
7月実施人数	新 規	46	55	51	51
	区分変更	7	6	8	8
	更 新	112	113	113	113
8月実施人数	新 規	40	27	38	38
	区分変更	6	8	5	5
	更 新	110	91	99	99
9月実施人数	新 規	40	44	44	44
	区分変更	12	10	9	9
	更 新	97	109	119	119
10月実施人数	新 規	39	41	35	35
	区分変更	11	10	7	7
	更 新	108	113	112	112
11月実施人数	新 規	35	35	27	27
	区分変更	9	10	11	11
	更 新	96	94	84	84
12月実施人数	新 規	24	27	41	41
	区分変更	6	9	10	10
	更 新	97	100	114	114
1月実施人数	新 規	47	41	33	33
	区分変更	14	8	6	6
	更 新	112	109	94	94
2月実施人数	新 規	40	41	41	41
	区分変更	10	12	9	9
	更 新	91	99	101	101
3月実施人数	新 規	42	35	40	40
	区分変更	20	18	18	18
	更 新	105	102	116	116

7 石垣市年度別 要支援・要介護 認定者数

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
22年度	1号被保険者	89	160	272	278	278	277	329	1,683	1,748
	2号被保険者	5	6	6	18	5	9	16	65	
23年度	1号被保険者	98	165	280	277	296	264	339	1,719	1,782
	2号被保険者	2	10	7	12	6	11	15	63	
24年度	1号被保険者	139	201	281	295	292	283	295	1,786	1,855
	2号被保険者	3	8	4	15	12	10	17	69	
25年度	1号被保険者	161	239	294	278	281	277	293	1,823	1,885
	2号被保険者	8	7	8	10	6	8	15	62	
26年度	1号被保険者	232	272	214	264	256	297	199	1,734	1,782
	2号被保険者	3	7	2	9	7	11	9	48	
27年度	1号被保険者	215	210	314	296	245	289	229	1,798	1,871
	2号被保険者	7	18	7	11	13	13	4	73	
28年度	1号被保険者	121	155	297	301	273	294	210	1,651	1,728
	2号被保険者	14	12	12	5	10	17	7	77	

※Well システム 抽出 介護保険事業状況報告（様式1の5）に基づく資料

8 介護保険制度における各種サービス利用状況(在宅・施設)

介護サービス

	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
訪問介護	3,059	196,282,371	3,293	210,919,457	3,366	228,527,149
訪問看護	794	23,353,833	813	26,085,551	853	25,727,237
訪問リハビリ	0	0	1	17124	14	344334
通所リハビリ	2,821	278,787,489	2,852	290,316,622	2,748	274,081,788
居宅療養管理指導	414	2,580,620	596	3,546,347	619	3,842,469
通所介護	5,431	565,979,168	8,064	797,312,781	7,746	792,603,169
短期入所生活介護(福祉)	861	61,319,713	920	68,568,221	920	75,812,546
短期入所療養介護(老健)	452	30,526,856	738	36,262,036	592	45,478,006
地域密着型介護	3,357	451,374,136	1,138	224,698,901	1,157	221,048,298
福祉用具貸与	6,373	73,505,559	6,905	82,433,561	6,458	78,642,640
居宅介護計画	10,927	165,765,686	10,821	175,939,148	10,790	176,334,975
高額介護費(公費)	1,345	12,255,429	1,296	11,353,623	11,167	12,279,968
特定入所者介護サービス(短期)	931	10,374,920	1,191	12,406,871	1,086	11,108,955
福祉用具購入費	79	2,162,742	79	2,172,766	71	2,114,819
住宅改修費	33	2,671,834	48	5,290,899	56	5,974,936
高額介護サービス費	6,185	70,047,915	6,041	65,811,634	6,274	65,639,130
高額医療合算介護	68	3,042,800	0	0	139	3,463,696
居宅サービス計	43,130	1,950,031,071	44,796	2,013,135,542	54,056	2,023,024,115
老人福祉サービス	2,038	476,139,070	1,645	392,872,958	1,683	414,285,033
老人保健サービス	1,824	464,370,026	1,883	468,203,893	1,881	491,232,765
介護療養サービス	15	1,585,611	15	2,457,054	17	4,475,257
特定施設入居者生活介護	656	116,751,356	642	117,374,637	674	124,561,354
介護予防特定入所者介護サービス(短期)	9	55,930	11	35,590	18	150,250
特定入所者介護サービス	3,269	120,542,660	2,981	97,322,470	3,049	88,557,770
施設サービス計	7,811	1,179,444,653	7,177	1,078,266,602	7,322	1,123,262,429
介護サービス合計	50,932	3,129,419,794	51,962	3,091,366,554	61,360	3,146,136,294

介護予防サービス

訪問介護	448	10,517,409	930	22,712,832	996	24,827,625
訪問看護	141	3,511,890	101	2,501,172	91	2,338,803
通所介護	920	21,626,128	1978	49,504,961	1900	59,066,991
通所リハビリ	1,121	32,596,820	977	29,348,949	777	29,418,012
短期入所生活介護	29	887,094	15	421,612	26	894,888
短期入所療養介護	4	108,405	9	145,521	5	279,459
特定施設入居者生活介護	8	408,141	3	129,933	0	0
福祉用具貸与	1,359	6,525,153	996	5,127,457	959	4,652,172
居宅療養管理指導	10	63,378	21	131,283	27	136,197
地域密着型介護予防	55	3,246,669	35	2,448,207	38	2,017,377
介護予防計画	2,964	13,070,660	3,679	16,196,020	3,476	14,847,120
高額介護費(公費)	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	25	2,631,627	26	2,933,070	34	3,798,374
福祉用具購入費	39	987,201	35	1,024,344	38	970,953
高額介護サービス費	66	69,323	82	69,232	87	94,514
高額医療合算介護	2	10,868	0	0	4	36,587
介護予防サービス費計	7,200	96,316,696	8,898	132,730,183	8,476	143,529,322
審査支払手数料	44,122	3,618,004	34,928	2,812,436	46,044	4,005,828
介護給付費合計		3,229,354,494		3,226,909,173		3,293,671,444

子ども・子育て支援新制度について

◆新制度の目的

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に行われるものです。

◆石垣市の取組み

国が定める基本指針に基づき、計画的に給付・事業を実施するための「石垣市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、対象年齢世帯に対しニーズ調査を実施し、教育・保育ニーズを把握し、具体的な確保の方策等について「石垣市子ども・子育て会議」において内容を協議しました。この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画となっており、次の 3 つの基本目標を設定し、その実現に向けた取組みを推進します。

●基本目標 1 質の高い学校教育・保育の提供

地域に生まれた子ども一人ひとりが、豊かな人間性を身につけ健やかに成長していくことを支援するため、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上を図るとともに、学校教育・保育内容の改善を図るなど幼児期における質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりに取り組みます。

●基本目標 2 保育の量的拡大・確保

地域に存在する社会資源を最大限に活用した教育・保育基盤の整備を進め、待機児童の多い低年齢児の保育枠の拡充を含めた保育の量的確保を図ります。また、幼児期の教育と保育を総合的に提供していくため認定こども園等の計画的な整備を進めます。

●基本目標 3 地域の子ども子育て支援の充実

妊娠、出産を含め親と子どもの健康を支える事業の充実に努めるとともに、保護者の就労状況等に応じて、多様な施設や事業から選択し利用できるように、幼児期から就学期に至る切れ目のない支援を行うための環境づくりに取り組みます。

◆石垣市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき、子どもの保護者、子育て支援関係者、社会福祉関係者、教育関係者で構成しており、新制度の事業計画の策定や変更、教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援に関する施策の推進などについて関係者の意見を聴くもので、平成 26 年 3 月に設置しました。

兒童保育

1. 保育所

(1) 保育所への入所

保育所への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が次の条件を備えている場合に、保護者の申し込みに基づいて行われます。

本市では市立保育所 7 カ所（399人）、法人立保育園（幼保連携型認定こども園1園含）14カ所（1,087人）、地域型保育施設6カ所（109人）、事業所内保育所2ヶ所（33人）、認可外保育園16カ所（521人）、計45カ所、2149人の児童の保育がなされています。

①保育の実施基準

市立及び法人立保育所の入所基準は次のとおりです。

- ・居宅外で、労働することを常態としていること。
- ・居宅内で、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
- ・長期にわたり、疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災、その他の復旧に当たっていること。
- ・求職中や起業準備・就学・技術取得のため、昼間外出することを常態としていること。
- ・要支援家庭（虐待・DVのおそれがある）。
- ・育児休業時に既に保育を利用している児童の継続利用が必要であると認められる場合。
- ・その他（死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合等）

②保育利用時間

保育の必要量により、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定されます。

それぞれの保育を必要とする事由に応じて以下のとおり保育利用時間が設定され、保護者間で、保育を必要とする事由が異なる場合は、保育必要量の少ないほうが適用されます。（例えば、父親：保育標準時間認定、母親：保育短時間認定の場合は、「保育短時間」認定となります。）

保育標準時間	最長11時間利用可能
保育短時間	最長8時間利用可能

保 育 所 一 覧 表

(市 立)

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	収 容 人員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	大 川 保 育 所	字大川70	82-4057	昭和40年 2月	120	1,832.67	870.03	鉄筋コンクリート
2	登 野 城 保 育 所	字登野城890-2	82-4787	昭和48年 8月	60	1,036.49	298.98	鉄筋コンクリート
3	石 垣	字石垣481-2	82-6605	昭和51年	60	1,173.00	318.15	鉄筋コンクリート

	保 育 所			5 月				
4	新 栄 町 保 育 所	新栄町 7	82-4045	昭和 45 年 10 月	60	1,365.25	263.82	鉄筋コンクリート
5	新 川 保 育 所	新栄町 75-30	82-9049	昭和 54 年 5 月	60	1,031.51	360.00	鉄筋コンクリート
6	伊 原 間 保 育 所	字伊原間 20-4	89-2245	平成元年 5 月	30	1,933.00	198.00	鉄筋コンクリート
7	川 平 保 育 所	字川平 902	88-2655	平成 9 年 4 月	30	462.30	113.18	鉄骨造

(法人立)

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	オ リ ブ 保 育 園	字平得 74	82-5096	昭和 40 年 2 月	120	3,305.00	961.43	鉄筋コンクリート
2	あ い の 保 育 園	字大川 177	82-5028	昭和 49 年 3 月	70	967.42	580.85	鉄筋コンクリート
3	エンゼル 保 育 園	字新川 300	82-2563	昭和 47 年 5 月	60	600.00	472.31	鉄筋コンクリート
4	やしの実 保 育 園	字大川 57-2	82-1290	昭和 55 年 3 月	110	1,613.00	600.30	鉄筋コンクリート
5	み よ し 保 育 園	字新川 362-5	82-7850	昭和 59 年 4 月	80	1,655.42	997.97	鉄筋コンクリート
6	ま き ら 保 育 園	字新川 2273-3	83-0218	平成 15 年 5 月	60	578.00	505.41	鉄筋コンクリート
7	み や ら 保 育 園	字宮良 1015-12	86-8326	平成 18 年 4 月	85	1,069.00	559.48	鉄筋コンクリート
8	ちいろば 保 育 園	字登野城 1011	84-3268	平成 21 年 4 月	50	839.16	648.09	鉄筋コンクリート
9	なごみの 広場保育園	字大浜 436-1	87-0288	平成 23 年 4 月	90	4672.32	706.66	鉄筋コンクリート
10	緑 ケ 丘 保 育 園	字石垣 340-1	82-9118	平成 24 年 11 月	70	772.27	632.12	鉄筋コンクリート
11	こどもの 家保育園	字平得 40-1	83-4461	平成 27 年 6 月	80	844.41	761.95	鉄筋コンクリート
12	みやら子 宝保育園	字宮良 326-28	87-5122	平成 28 年 5 月	80	514.48	499.56	鉄筋コンクリート
13	海 邦 保 育 園	字大川 991-6	83-6161	平成 28 年 7 月	80	935.40	619.74	鉄筋コンクリート
14	第二まき ら保育園	字新川 2318-4	83-0218	平成 29 年 1 月	40	329.45	403.68	鉄筋コンクリート

(2) 石垣市障がい児保育事業

①目的

保育の必要があり、かつ心身障害を有する児童で、保育所で行う保育になじむ者を受入れ、集団保育のなかで、障がい児に対する適切な指導を実施することによって、健常児とともに健全な社会性の成長発達を促すことを目的とする。

②保育所入所状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市 立	大川保育所	3人	3人	3人	2	2	3
	登野城保育所	2人	2人	2人		1	2
	新栄町保育所	1人			1	1	
	新川保育所		1人	3人	2	3	1
	石垣保育所						2
	伊原間保育所				1	1	
	計	6人	6人	8人	6人	8人	8人

2. 石垣市子どもセンターについて

児童福祉法第 40 条の規定に基づき、児童に健全な遊びをとおして、その健康を増進し、情操を豊かにするため、石垣市子どもセンターを設置する。

◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市子どもセンター	石垣市字登野城 1 3 5 7 番地の 1 (石垣市健康福祉センター内 1 階)

◆ 事 業

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供
- (2) 児童の情操指導
- (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

◆ 開館時間 月曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 6 時まで。

◆ 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
- (3) 慰霊の日(6月23日)
- (4) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

◆ 子どもセンターの利用について(0歳から18歳の児童が利用できます。)

- ・子どもセンターでは、家庭との連携をとるため、利用者登録を行っています。
- ・幼児(おおむね4歳以下の児童)の利用については、保護者同伴とします。
- ・同伴するお子さんの安全面への配慮は忘れずにしましょう。

- ・午前中は、乳幼児の遊びの場、及び保護者の交流の場。
- ・午後は、学校帰りの子ども達の遊びの場、交流の場。
- ・お金や貴重品、おもちゃは、できるだけ持たせないようにしましょう。
- ・病気のときは、来館させないようにしてください。（流行性疾患の場合は、利用できません）
- ・暴風警報中は、子どもセンターを閉所します。
- ◆ 子どもセンターでは、いくつかの講座が開催されています。
 - ・親子エクササイズ（2才～4才児）
 - ・三線教室（小学生4～6年生）
 - ・空手クラブ（小学生1～6年生）
- ◆ 夏休みには、創作教室や川遊び等、年齢に合わせていくつかの企画があります。
- ◆ 午前中は、乳幼児に合わせた絵本の読み聞かせや、季節に沿ったレクリエーションなど、同じ年の子を持つお母さん達の交流の場として多くの親子の皆さんが訪れます。
- ◆ 利用状況 （平成28年度：延べ人数）

乳 児	幼稚園	小学校	中学校	高校生	児童合計	大人	総合計
4,513	3,989	6,965	627	128	16,222	10,727	26,949

3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて

石垣市ファミリーサポートセンターは、地域において、児童の援助を行いたい者（おたすけ会員）と援助を受けたい者（おねがい会員）が行う会員制相互援助活動を支援することにより、子育てを行っているすべての家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の増進に資することを目的としています。

◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市ファミリーサポートセンター	石垣市字登野城 130 番地

電話：0980-87-0655

FAX: 0980-87-0656

E-mail: ishigaki-famisapo@crest.ocn.ne.jp

◆ 電話受付時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで。

（※時間外問い合わせ先：080-1786-4385）

◆ 会員数

	平成28年度	H21.12～H29.3 累 計
--	--------	---------------------

お願い会員	210 人	909 人
お助け会員	25 人	138 人
どっちも会員合計	6 人	18 人
合 計	241 人	1,065 人



利用状況

(平成 28 年度：延べ人数)

内 容	利用児童数
1 保育施設の保育開始前や終了後に子どもを預かること	1 人
2 保育施設までの送迎を行うこと	112 人
3 保護者の病気、出産前後、急用の際の送迎を行うこと	5 人
4 保育施設等が休みの時に子どもを預かること	0 人
5 保護者や他の子等の病気の際に子どもを預かること	109 人
6 保護者の短期間・臨時的就労の際に子どもを預かること	124 人
7 保護者の求職活動及び就業訓練等に際して子どもを預かること	13 人
8 保護者のリフレッシュや出産後育児サポート等で子どもを預かること	72 人
9 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かること	20 人
10 その他のセンターの目的に適合する育児支援を行うこと（病気回復期）	39 人
合 計	565 人

兒童福祉

1. 児童福祉について

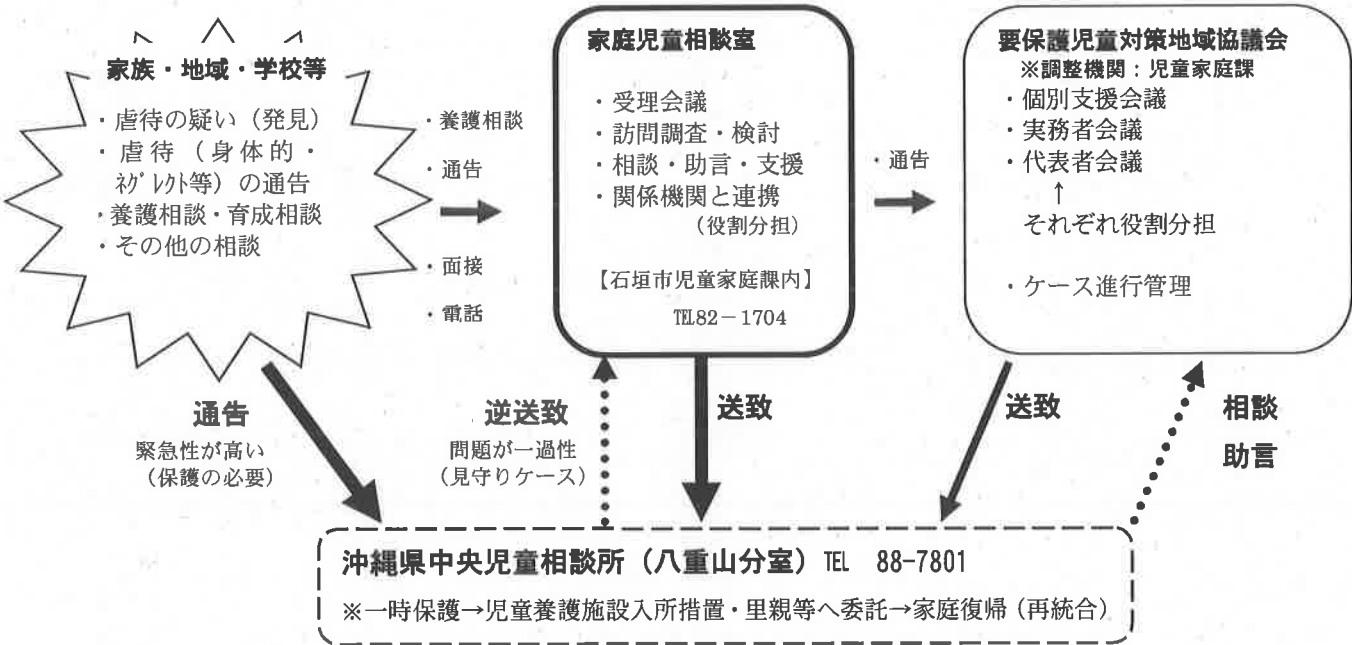
児童福祉法には「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と児童福祉の理念をうたい、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と児童の育成・責任を明らかにしています。この理念と責任が、すべてにつらぬかれ、児童の福祉が保障されます。

本市では、家庭における人間関係の健全化、児童養護の適正化等、その他家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実させるために、家庭相談員（2人）が家庭児童相談室に配置されています。

（1）家庭児童相談室

児童虐待の通告受理、発見、児童相談所への送致、児童健全育成の養育相談等の広い分野を担います。下記「相談したいことから」欄からの発見や地域、学校、保健所、警察、児童委員等による児童虐待等の通告を受けて相談・支援をします。また、虐待の緊急性（保護の必要）が高いと判断される時は、児童相談所の介入を求め、当該ケースを児童相談所に送致します。

尚、一時保護までは至らないケースについては、個別支援会議、要保護児童対策地域協議会等においてケースの進行管理（児童の見守り）を共有します。



相談したいことから	1. 性格・生活習慣等	…神経質、わがまま、友人関係、食事、清潔の習慣、夜尿、つめかみのくせ
	2. 知能・言語	…知能の遅れ、言葉の遅れ等
	3. 学校生活等	…人間関係…友人・教師関係等、不登校…学校・幼稚園・保育所 その他…怠学、エスケープ等
	4. 非行	…盗み、浮浪、深夜徘徊、家出、問題行動
	5. 家族関係	…虐待…ケガや暴力等身体的虐待、置き去りや養育の放棄・拒否・怠慢・性的虐待・心理的虐待・親子間、親族と児童の関係等
	6. 環境福祉	…子どもの養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境、マスコミ等
	7. 心身障害	…知的障害児、肢体不自由児などの発達の遅れに関する相談

家庭児童相談室における相談種類別受付

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

相 談 内 容	養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育 成 相 談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
平成 22 年度	27	73	0	17	0	11	14	0	1	14	157
平成 23 年度	95	17	2	4	9	2	8	1	0	16	154
平成 24 年度	75	13	2	4	9	2	8	1	1	19	134
平成 25 年度	68	8	2	4	8	1	10	0	0	18	119
平成 26 年度	52	6	1	4	7	2	8	0	1	23	104
平成 27 年度	42	30	1	4	3	3	13	0	2	34	132
平成 28 年度	59	35	3	1	2	2	22	0	21	19	164

(2) 助産施設入所について

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産のできない妊産婦へ助成します。(各医療機関加入者で非課税世帯が対象です。)

助産施設：沖縄県立八重山病院

助産施設入所状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入所決定件数	21	12	24	12	10

2. 母子及び寡婦福祉について

すべての母子家庭には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を行っています。母子家庭及び寡婦の福祉の充実を図ることを目的としています。

(1) 母子世帯数及び理由別状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	全体	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
世 帯 数	742	5	626	6	94	11
割合 (%)	100	0.7	84.3	0.8	12.7	1.5

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子および寡婦家庭の経済的自立を図る制度として、ひとり親福祉対策の中で重要なものです。福祉資金の貸付手続きは福祉事務所で行うが、貸付制度の運用については、都道府県が特別会計を設けて貸付を行っている。その財源としては、国及び都道府県が繰入れる原資と償還金等が当てられる。

種 類	対 象 者	必要なもの
母子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性	※貸付の内容により提出書類が異なります。児童家庭課までお問い合わせください。
父子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男性	
寡婦福祉資金貸付	20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のない寡婦（かつて母子家庭の母だった女性）	

(3) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る為の事業です。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けられません。市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者が対象となります。

種 類	対 象 者	請求に必要なもの
通院 1人1か月1診療科につき、1,000円を超える分を助成（一部自己負担分有）	- 母子家庭の母と児童 - 父子家庭の父と児童 - 父母が死亡した児童または養育する父母がいない児童 ※児童とは18歳までの子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日まで	- 医療費助成受給者証 - 健康保険手帳 - 医療費点数が記入されている領収証
入院 一部自己負担分無	同 上	同 上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

受給者数

（平成29年3月31日現在）

	母子家庭		父子家庭		養育者家庭	計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	子	児童	父母	児童	父母	児童
H27	755	1,125	115	155	16	870	1,296	3,291	3,101
H28	785	1,281	124	185	21	909	1,487	3,334	2,708

(4) 母子家庭等日常生活支援事業（生活援助・子育て支援）

母子家庭、父子家庭及び寡婦が自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある家庭に家庭生活支援員を派遣し母子家庭、父子家庭等の生活の安

定を図る。

対 象	支援の内容	手続きに必要なもの
自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的な介護、保育などの支援が必要な母子、父子家庭及び寡婦	・乳幼児の保育 ・身の回りの世話 ・医療機関などの連絡 ・その他必要な用務	・日常生活支援申請書 ・印鑑 ・児童扶養手当証書(写) ・所得証明書(写) ・健康保険証(写)

※申請人資格等（所得制限あり）、手続きに関しては児童家庭課までお問い合わせください。

母子家庭等日常生活支援事業利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯		
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	70円
前記以外の世帯	150円	150円

※子育て支援については

- ① 2時間を基本単位にすることから、最低でも2時間分の利用者負担となります。
- ② 宿泊した場合の負担額は8時間とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額が加算されます。
- ③ 児童数に応じた負担額となり、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額が加算されます。
- ④ 派遣対象は一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。派遣回数は原則として年間10日を限度としています。

3. 児童扶養手当について

父母の離婚等により父、又は母と生活を共にできない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です（外国人についても支給の対象となります）。なお、受給開始から5年経過した受給者等で就労意欲のないものについては手当額の最大1/2が支給停止になります。

（1）受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者をいいます）を監護している父、又は母、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が、心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳になる月まで手当てが受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した場合
- ③ 父又は母が重度の障害にある児童
- ④ 父又は母の生死があきらかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生んだ児童
- ⑧ 父母とも不明である児童（棄児など）

※次の場合は、手当を受けることができません

- ① 手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 父又は母の死について支給される公的年金（遺族年金など）を受け取ることができ、年金額の方が手当支給額より高い時
- ③ 父母、又はその児童の母にかわり養育している人が公的年金を受けることができ、年金額の方が手当月額より高い時
- ④ 児童が児童福祉施設（母子寮・保育所・通園施設を除く）へ入所又は里親に委託されている場合

※なお、平成 15 年 4 月 1 日より児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限（5 年）が廃止されました。但し、平成 15 年 4 月 1 日以前に支給要件該当日から 5 年を経過している場合は引き続き請求権はありません。

（2）手当の額

（平成 29 年 4 月 1 日施行）

区分	全部支給者	一部支給者
児童 1 人	月額 42,290 円	42,280 円～9,980 円 （所得に応じて）
児童 2 人	上記に 9,990 円の加算	
児童 3 人以上	上記に 1 人につき 5,990 円加算	

☆一部支給額は、前年度の扶養人数及び所得額に応じて決定されます。

☆所得の限度額はその年の 8 月から翌年の 7 月まで適用されます。

（3）手当の支給

○12 月～ 3 月分の手当・・・・・・・・・・ 4 月 11 日

○ 4 月～ 7 月分の手当・・・・・・・・・・ 8 月 11 日

○ 8 月～11 月分の手当・・・・・・・・・・12 月 11 日

（11 日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の日が支払日となる。）

（4）児童扶養手当受給者数（平成 29 年 3 月末）

（世帯類型別）

年度	母子	父子	養育者	計
H25	775	130	20	925
H26	791	125	18	934
H27	813	115	16	944
H28	773	106	15	894

（支給事由別）（平成 29 年 3 月末）

年度	離婚等	死 別	障 害	遺 棄	拘 禁	未 婚	生死不明	計
H25	794	18	19	6	0	88	0	925
H26	807	17	19	7	0	84	0	934
H27	808	16	15	7	0	98	0	944
H28	767	13	12	7	0	95	0	894

4. 特別児童扶養手当について

身体や精神に障害を有する 20 歳未満の児童に対し手当を支給することによって、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(1) 受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人です。

※次の場合は、支給されません

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- ② 児童が日本に住所を有しないとき。
- ③ 手当を受けようとする本人、その配偶者、同居の扶養義務者の所得が所得制限限度を超えるとき。

(2) 手当の額

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

区分	1 級	2 級
児童 1 人	月額 51,450 円	月額 34,270 円

☆所得によって手当が制限されることがあります。

☆所得の限度額はその年の 8 月から翌年の 7 月まで適用されます。

(3) 手当の支給

- 12 月～ 3 月分の手当・・・・・・・・・・ 4 月 11 日
- 4 月～ 7 月分の手当・・・・・・・・・・ 8 月 11 日
- 8 月～11 月分の手当・・・・・・・・・・ 11 月 11 日

(11 日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の日が支払日となる。)

(4) 特別児童扶養手当受給者数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

年 度	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	知的障害	内部障害	精神障害	その他	計
平成 22 年度	14	2	3	67	12	1	3	102
平成 23 年度	15	1	3	68	13	2	2	104
平成 24 年度	17	1	3	70	15	5	3	114
平成 25 年度	21	0	3	81	21	1	1	128
平成 26 年度	19	0	2	85	24	5	3	138
平成 27 年度	18	0	3	81	17	16	4	139
平成 28 年度	18	0	3	84	11	19	1	136

児童の障害の程度

1 級	2 級
1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11 身体の機能の障害若しくは、病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

5. 児童手当

平成24年4月から新たに児童手当がはじまりました。これに伴い、平成22年4月に始まった子ども手当は平成24年3月分（支給月は6月）までとなりました。

（1）趣旨

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

（2）支給対象

中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）前の児童を養育している方に支給されます。

（3）支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前まで	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

（4）支払時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

（5）子ども手当（児童手当）支給状況

		児童手当				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数		3,783人	4,405人	4,300人	4,300人	4,036人
算定基礎 延人数		13,292人	78,784人	93,849人	93,660人	92,892人
支給 金額		94,930,000円	912,735,000円	1,083,530,000円	1,082,860,000円	1,077,345,000円
負担割合	国	629,919,332円	754,318,666円	747,135,332円	746,614,999円	742,766,999円
	県	141,407,832円	169,629,000円	168,132,332円	168,287,499円	167,013,999円
	市	141,407,836円	169,632,334円	168,262,336円	167,957,502円	167,564,002円

6. 女性相談業務について

売春防止法34条第2項の規定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、女性または母子の早期発見に努め、必要な相談、調査、支援等を行う。（被害者を女性に限定していませんが、配偶者からの被害者は、圧倒的に女性が多い。）また、関係機関と連携を取りながら女性の諸問題（離婚等）の相談を実施している。女性相談員2名を配置

◆ 相談

① 来所による相談②電話による相談③出張による相談④手紙等による相談

◆ 調査

本人及びその家庭環境などについて、必要な調査及び関係機関（八重山福祉保健内にある八重山配偶者暴力相談支援センター）との調整を行う。

◆ 判定

相談、調査の結果医学的、心理的又は、身体的な問題を理解し援助するために、女性相談所その他の専門機関の判定を求める。

◆ 支援

相談、調査、判定の結果に基づき、保護更正を図り他法、他施策の活用等について支援する。

◆ 一時保護のための送致

緊急に保護が必要である時は、八重山配偶者暴力相談支援センター、女性相談所等関係機関と連携を取り送致する。

◆ DV 相談及び女性相談状況（平成 28 年度）

【DV相談】

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

来所相談		電話相談	一時保護
新規	再来 (延)	受信(延)	
15 人	17 件	0 回	0

【DV 以外の女性相談】

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

来所相談		電話・メール相談	一時保護
新規	再来 (延)	受信(延)	
45 人	86 件	65 回	0

地域福祉

[担当]

福祉総務課 総務係

電話 87-5515

FAX 82-1580

1 民生委員・児童委員について

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）によってその設置が定められ、また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）によって同時に児童委員を兼ねることになっています。そのため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するとともに、「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、「政党・政治目的への地位利用の禁止」を基本姿勢として、地域住民の皆さんの立場に立って活動を行っています。また、行政との橋渡し役としても役割を果たしています。



(1) 関係法令

民生委員法、同法施行規則、児童福祉法、石垣市民生委員推薦会規則

(2) 委嘱

石垣市推薦会の推薦に基づき沖縄県知事による推薦、厚生労働大臣が委嘱

(3) 任期

平成28年12月1日から平成31年11月30日迄の3年間 再任可

(4) 報酬

無報酬（ボランティア）

(5) 活動の基本

① 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

② 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。

③ 情報提供のはたらき

社会福祉制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。

④ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるように関係行政機関、施設、団体等に連絡等を行います。

⑤ 調整のはたらき

住民ニーズに対応し、適切なサービス提供が行われるよう支援します。

⑥ 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を整えます。

⑦ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて、協議会を通じて、関係機関などに意見を提起します。

(6) 民生委員・児童委員の活動状況（平成28年度実績）



2 地域福祉ネットワーク事業について

公民館を拠点として、地域住民が相互に協力し、一人暮らしや認知症の高齢者、障がい者などの要援護世帯に対して、日常的な見守りや生活支援を行うためのネットワークづくりと、地域の多様な福祉ニーズに対応するために、住民参加の福祉サービスの構築を行うことを目的としている事業です。

(1) 福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動

- ① 各研修会及び講演会での活動紹介
- ② 住民座談会の開催等による地域福祉課題の把握
- ③ 広報誌「我が島ぬ社協通信」の発行
- ④ 月刊やいま「社会福祉協議会活動紹介」の掲載（年10回）
- ⑤ 社協ホームページによるボランティア案内及び活動紹介
- ⑥ 地域福祉研修会の開催等による福祉活動の啓蒙

(2) 地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修

- ① ボランティア登録及びボランティア保険の加入促進
- ② ボランティア活動の斡旋
- ③ 各種ボランティア団体の育成
- ④ 各種福祉サービスへのボランティア参加促進
- ⑤ 高校生ボランティアの活動支援

【平成28年度実績】

○ボランティア保険加入：個人10名、6団体（142名）

○ボランティア推進室利用状況：延べ50団体、利用者676名

○ボランティア斡旋状況

ア	一人暮らし高齢者の台風対策、暴風戸設置	2名
イ	ホームレスの見守り支援	3名
ウ	障がい児通所事業所ひまわりの児童見守り	36名
エ	車イス利用者宅の清掃	2名
オ	植木鉢の交換作業	1名
カ	一人暮らし高齢者の訪問支援	3名
キ	熊本被災地災害ボランティアセンター運営支援	1名

(3) 住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成

- ① 各地区地域福祉ネットワーク推進会の開催（6地区）
- ② 地区別地域福祉懇談会の開催
- ③ 北部地区福祉連絡会の開催

【平成 28 年度実績】

○参加人数：延べ 1,380 名（地域福祉推進員、地域住民、民生委員等）

○各地域開催状況

- ア 石垣地域：年 4 回
- イ 新川地域：年 6 回
- ウ 天川地域：年 10 回
- エ 大川地域：年 10 回
- オ 北部地域：年 6 回
- カ 双葉地域：年 5 回

（４）住民参加型福祉活動の支援

- ① 日常的支援サービスの実施
- ② 各地区ふれあいサロン活動の推進
- ③ 北部地区乗り合いワゴンサービスの実施
- ④ 北部地区買い物ツアーの実施
- ⑤ 各種世代間交流会の企画、開催
- ⑥ 小地域見守りネットワーク活動の実施
- ⑦ フードドライブ事業

【平成 28 年度実績】

○ふれあいサロンの開催

地域における日常的な支え合い体制づくりの推進を目的に、各地区ふれあいサロン活動を開催した。

- ア あらかわ地区サロン：延べ参加人数 136 名
- イ 磯辺第 2 団地サロン：延べ参加人数 63 名
- ウ 伊原間地区サロン：延べ参加人数 56 名
- エ 真喜良団地サロン：延べ参加人数 12 名
- オ 登野城団地サロン：延べ参加人数 78 名

○北部地区乗り合いワゴンサービスの運行

伊原間診療所の通院者を対象に、公民館やボランティアの協力のもと、送迎サービスを実施。

（利用者数：19 名 連絡ボランティア：18 名）

○小地域見守りネットワーク活動

一人暮らしの高齢者、障がい者に対して民生委員等と連携を図りながら、日常的な見守り活動を実施した。

（対象者数：419 名 ボランティア数：延べ 279 名）

（５）企画及び調整

地域福祉推進員による独居高齢者等見守り対象世帯への緊急医療情報キットの配付。

3 福祉のまちづくりについて

私たちのまわりには、高齢者、障がい者、妊産婦、怪我をしている人など、様々な人が暮らしています。

石垣市では、すべての市民が安心かつ快適に暮らすことが出来、さらに誰もが十分に石垣島の観光を楽しむことができるよう「石垣市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例の定める基本方針に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

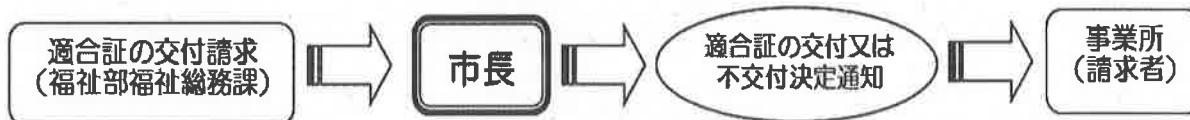
(1) 特定生活関連施設の建設等について

石垣市内において、建築物を新築・新設・増設等計画する場合、用途や規模に応じて、福祉のまちづくり条例で定める基準に適合させる必要があります。

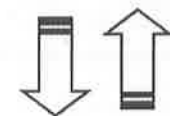
ステップ1 特定生活関連施設の建設についての手続き



ステップ2 福祉のまちづくり適合証の交付について



石垣市福祉のまちづくり適合証



審査委員会

※審査委員会による現地調査によっては、不交付となる場合もあります。その場合、不服申し立てを行い再審査を受けることができます。



○ 石垣市福祉のまちづくり適合証交付審査委員会による現地調査の様子

(2) 特定生活関連施設等一覧

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会支援施設、 精神障害者社会復帰施設、保護施設、婦人保護施設、 障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、 母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保険施設、 授産施設、その他これらに類する施設	すべて
	病院、診療所	
	官公庁施設	
	学校、自動車教習所、図書館、博物館、美術館、 公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	百貨店、マーケット、物品販売店、飲食店	床面積の合計 200㎡以上
	質屋、クリーニング取扱店、旅行者、貸衣装屋、 理容所、美容所、その他これらに類するサービス業 を営む店舗	床面積の合計 100㎡以上
	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、空港、 バスターミナル	すべて
	自動車車庫(建築物である路外駐車場)	駐車場法による届出要のもの
	旅館、ホテル	床面積の合計 500㎡以上
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、その他 これらに類するスポーツ施設	床面積の合計 1,000㎡以上
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	
	公衆浴場	床面積の合計 500㎡以上
	公衆便所	すべて
	複合施設	床面積の合計 2,000㎡以上
	共用住宅又は寄宿舍(戸数が25戸以上のもの)の 共用部分	戸数が51戸以上又は 床面積の合計 2,000㎡以上
	事務所(官公庁舎除く。)	床面積の合計 2,000㎡以上
	工場	床面積の合計 3,000㎡以上
道路	国道、県道、市町村道	すべて
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の 施設	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、 空港、バスターミナルのうち、建築物以外のもの	
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出要のもの

(3) これまでの経過について

平成9年度	○石垣市福祉のまちづくり条例制定
平成10年度	○石垣市福祉のまちづくり条例施行規則制定 ○石垣市福祉のまちづくり審議会規則制定
平成15年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付要綱制定
平成18年度	○平田観光（株）によるバリアフリーバスの導入 （内閣特命担当大臣表彰受賞） ○石垣港離島ターミナル施設のバリアフリー化
平成19年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第1号 （ホテルイーストチャイナシー） ○東運輸（株）が路線バスにバリアフリーバスを導入 ○石垣港離島ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置 ○石垣空港ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置 ○平成19年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰 （奨励賞1団体、2個人）
平成20年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第2号 （小規模多機能型居宅介護施設 つむぎの郷） ○石垣空港ターミナル内に点字ブロック設置 ○市内各小中学校体育館のバリアフリー化 ○道路の整備（石垣島气象台西通り、新川小学校北縦通り、 通称2号線の改修） ○平成20年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰 （県知事賞1団体）
平成21年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第3号 （沖縄振興開発金融公庫八重山支店） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第4号 （メイクマン石垣店） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第5号 （東横イン石垣島）
平成22年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第6号 （よしもとこどもクリニック）
平成23年度	○市内公園トイレ整備 （舟蔵公園（通称児童公園）多目的トイレ全面改築）
平成24年度	○石垣市役所玄関前ピロティーのスロープ改修
平成25年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第7号 （新石垣空港旅客ターミナルビル）
平成26年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第8号 （石垣レンタカーステーション） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第9号 （ケアセンターむつみ）

平成27年度

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第10号
(西松屋チェーン石垣真栄里店)

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第11号
(ドラッグイレブン及び沖縄ファミリーマート(八島町))

○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第12号
(沖縄ファミリーマート(登野城))



社会福祉団体

(平成 29 年 3 月末現在)

団 体 名	代 表 者	事 務 所	電 話 (連 絡)
石 垣 市 社 会 福 祉 協 議 会	石垣 寛勇	石垣市字登野城 1357-1 (健康福祉センター内)	84-2211 84-1199(FAX)
石垣市身体障がい者団体協議会 (石垣市視覚障害者協会) (石垣聴覚障がい者友の会) (石垣市肢体不自由者友の会)	石垣 里八	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石垣市民生委員連絡協議会	東宇里永清	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石垣市老人クラブ連合会	石垣 寛勇	老人福祉センター内	83-0062
石垣市母子寡婦福祉会	仲座 初枝	代表者宅	82-5287
八重山地区手をつなぐ育成会	仲松 芳子	石垣市字大川 581 (八重山育成園内)	82-2090
八重山精神障害者家族会 や ら ぶ の 会	大濱 守哲	石垣市字大川 1243-1 (いこいの家内)	84-1636

福祉事務所の概要（平成 29 年度版）

平成 30 年 3 月

発行：石垣市福祉事務所

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

- | | |
|---------|-----------------|
| ○福祉総務課 | TEL0980-82-5045 |
| ○障がい福祉課 | TEL0980-82-9947 |
| ○介護長寿課 | TEL0980-82-7158 |
| ○児童家庭課 | TEL0980-82-1704 |